

## 2 調査研究

### はじめに —学位審査研究の歩み—

毛利尚武, 瀧田佳子

学位授与機構が平成3年7月に東京工業大学長津田キャンパス内に設置されて以来、本年度20年を迎えた。機構設立時、事実上、わずか教授1名でスタートした調査研究部門であったが、その担うべき使命はまことに大きかった。なぜならば、この年、日本において初めて大学外学位授与制度の礎となるべき調査研究が求められたからである。このほど『学位授与の20年』を編むにあたって、学位審査研究部の歴史を振り返ってみたい。

学位審査研究部が中心となって行った重要な仕事としては、審査事業の基底をなす学位のあり方およびその審査プロセスの適正化について様々な角度から調査研究が進められたことを挙げなければならない。

その内容は、「学位研究, No.1～No.18」, 「大学評価・学位研究, No.1～No.12」, 「単位累積加算制度に関する調査研究報告書, 平成12年3月」, 「学位と大学, 平成22年7月」等に詳しく述べられている。機構全体の事業については「学位授与機構5年間の歩み, 平成8年12月」および「学位授与機構10年間の歩み, 平成13年9月」でその概略をたどることができる。またこの間に海外訪問調査を行い、内外の研究者を迎えての講演会も多数実施されている。

外部資金として助成を受けた文部科学省科学研究費補助金もその振興に預かっている（末尾の表参照）。さらに申請者のための解説書『新しい学士をめざして—実践的学修のガイドブック—, 平成20年9月』を刊行している。

ここでは、これまでの学位審査事業に関わる調査研究の成果を示し、その意義と将来の課題について述べることにしたい。機構の調査研究の歴史は、学位授与機構創設の時点以前に遡ることができる。その歴史と変遷を、「曙光の時代」, 「模索の時代」, 「希求の時代—学位に関する研究拠点をめざして」に分けて、大学以外の学位授与機関として、学習機会の拡大を図り、個人としての学習者に学位を授与してきた機構の制度が、いかに調査研究に支えられて来たかを明らかにし、併せて、機構における調査研究が高等教育研究全体に対していかなる意味をもってきたかを検討することとした。



『学位授与機構 5年間の歩み』、『学位授与 10年のあゆみ』『単位累積加算制度に関する調査研究報告書』、『学位と大学』、『新しい学士をめざして—実践的学修のガイドブック—』



『学位研究, No.1, No.18』、『大学評価・学位研究, No.1, No.12』

# 第1章 曙光の時代

森 利 枝

## 第1節 調査研究の創立前史

すでに「1 学位授与事業」で述べたように、大学への在籍によらない学位取得の途を開くという基本方針はまず政策として定められたわけであるが、その運用の方法を開発するにあたっては、わが国の学校教育制度全体と調和しながらも、同時に革新を目指すという制度全体としての合理的なありかたを定めるために、高等教育を専門とする研究という視点からの調査が必須であった。そもそもこのとき、わが国の近代教育史において前例のない、大学卒業や大学院修了以外に学位取得の途を開くことが目されていたわけである。したがってここでの調査研究は、国内の大学の実情に関する検討に加えて、必然的に、海外における高等教育に係わる実践例の研究を行いながら、新しい制度のために参照できる事例を調査することを大きな目的としながら遂行された。このようにして、学位授与機関の創設の前から、大学への在籍によらない学位取得を可能にしている海外の先行事例に関する調査研究が行われ、学位授与機関の制度設計は、その調査研究の成果にも基づきつつ遂行されることとなった。機構による学位授与にかかわるすべての方策の開発は法律と研究に基づくという原則の源泉も、この、設立前史の時期に遡ることができる。

この設立前の時期にあって、主として調査研究の任を担ったのが学位授与機関創設調査委員会である。この調査委員会の許には、生涯学習等専門部会と課程指定・学位授与専門部会という二つの部会が置かれた。それぞれの委員の顔ぶれは次の二表に示すとおりで、我が国の生涯学習研究と高等教育研究を牽引する研究者が数多く含まれていた。

これらの委員会の構成を見るにつけ、新たに設立されるべき学位授与機関は、明確な業務を持つ行政機関ではありながら、学位授与というその業務の特色に鑑みて、大学の持つ、いわば文化的同一性を共有することによって大学の価値観を反映することが可能であり、かつ高等教育段階の生涯学習を支援し推進するという目的に照らして、生涯学習研究と高等教育研究にかかわる専門的な見地からの判断に支えられた組織作りが目指されていたことがうかがい知れる。

創設調査の段階で目されていたのは、既に述べたとおり、個人の学習の成果を評価して、その成果が十分な水準を示す者に対して学位を授与する方法を開発することであり、そのための調査であった。それは畢竟イレギュラーな高等教育機会のための調査研究であったということもできる。しかし、大学への在籍によらないとはいえ、学習の成果の評価に基づく学位取得の途を開くためには、ほんらい大学がいかに教育し、学生の学習を評価し、そして単位と学位を与えているかを改めて問う必要があった。俗に「異端が正統を生む」というが、学位授与機構による学位授与のための調査研究は、ある意味でイレギュラーな形で提供される「学位」の存在に牽引される形で、高等教育の機会をいかに正統に拡大するかという問いに答える営みであり、同時に学位授与という営為に対する問いを通じて大学というものの伝統的かつ本質的な機能を問い直す試みでもあったといえよう。

## 生涯学習等専門部会

氏名	所属
○ 飯 島 宗 一	学位授与機関創設調査室長・前名古屋大学長
井 内 慶次郎	東京国立博物館長
岡 本 包 治	立教大学教授
喜多村 和 之	放送教育開発センター教授
黒 羽 亮 一	筑波大学教授
示 村 悦二郎	早稲田大学教授
高 鳥 正 夫	東横学園女子短期大学長
山 本 恒 夫	筑波大学教授
吉 田 武 郎	学校法人一宮女子学園理事長・一宮女子短期大学長
脇 田 仁	岐阜工業高等専門学校長

(○印は委員長・肩書はいずれも当時)

## 課程指定・学位授与専門部会

氏名	所属
○ 飯 島 宗 一	学位授与機関創設調査室長・前名古屋大学長
潮 木 守 一	名古屋大学教授
末 松 安 晴	東京工業大学長
菅 野 卓 雄	東京大学教授
橋 正 道	千葉大学教授
田 中 健 蔵	前九州大学長
田 村 茂	慶應義塾大学教授
戸 田 修 三	中央大学教授
藤 田 宏	明治大学教授
安 原 義 仁	広島大学助教授

(○印は委員長・肩書はいずれも当時)

先にも述べたように、学位授与機関の創設に当たっては、大学への在籍によらない学位取得を可能にしている海外の先行事例に関する調査研究が必要とされたわけであるが、海外の先行事例といっても、新たな学位授与機関の創設によって実現されようとしている制度とまったく同様な制度は、その当時世界のどこにも存在しなかったといえる。ただし、当時イギリスには全英学位授与評議会（CNAА：Council for National Academic Awards）という組織があった。CNAАは当時、ポリテクニクのような大学以外の高等教育機関の修了者に対し、課程認定を通して学位を授与するという機能を果たしていた。創設前の調査の段階では、このCNAАの実態が詳細に調査され、機構の学位授与事業に重要な範型をもたらすこととなった。

実際のところ、学位授与の制度の大まかな方針は「学位授与機関の概要について」に書き込まれていた。たとえば大学・大学院と同等の水準の教育研究を組織的に行っている大学以外の教育施設を審査し、当該課程の修了者に学士、修士、博士の学位を授与することや、あるいは

大学におけるパートタイム学習や高等教育段階の多様な学習の成果を評価して学士の学位を授与するに当たっては、さしあたり短期大学・高等専門学校卒業者等で一定の要件を満たした者に学士の学位を授与すること、といった基本的な方針はこの構想の概要の段階で固められた（大学審議会，1991）。しかし、制度の詳細な部分や運用の方法について、そして「さしあたり」短期大学・高等専門学校卒業者等にひらかれた学位取得への途を今後いかに適切に拡大してゆくべきかという問いは、創設後の学位授与機関における検討に委ねられることになった。ここに、研究しながら制度を運用し改善するという機構の学位授与事業と調査研究の理念型が成立したのである。

## 第2節 外国事例調査

### 1 ヨーロッパへの視線

学位授与機関創設調査委員会は前述の調査研究結果等に基づき、平成3年2月に「学位授与機関の構想の概要について」を公表し、その後7月に、議論されてきた学位授与機関は学位授与機構として創設された。このとき、機構内に審査研究部が置かれた。審査研究部はその名称からも知れるように、機構が学位を授与するための審査の企画を行うことと、学位の授与に関する調査研究を行うことを主たる使命としていた。

創設当時の審査研究部の調査研究は、学位授与機関創設調査委員会に引き続き、伝統的な大学での学習とは異なる柔軟な高等教育機会に関し、外国の先進事例を調査することを中心に行われた。

先に述べたとおり学位授与機構創設時にその範型として参照されたCNAは、機構創立の翌年の1992年に、ポリテクニクの大学昇格によってその任務のおおかたが消滅した際に解散し、ポリテクニク以外の多様な高等教育機会に関する認定の機能はオープン・ユニバーシティに引き継がれた。これにともなって機構においても、オープン・ユニバーシティのCNAフォローアップ事業やバリデーション・サービスといった高等教育機会の拡大へと、調査研究の関心を移すこととなった。また、イギリスのコモンウェルス内において、CNAを範型として設立されて類似の機能を果たしている機関（たとえば香港のHKCAAVQなど）とは、大学評価・学位授与機構としても関係を保ち、現在まで相互に最新情報の交換に努めている。

このように、イギリスのCNAと、あるいはそこから敷衍してオープン・ユニバーシティや、さらにはロンドン大学学外学位プログラムなど、それ自身学位授与権を持たない非大学型の高等教育機関での学習を、学位授与権を持つ大学ないし機関が裏書きして学位を授与するという形で提供されている学位取得の機会に関する調査研究が遂行された。それら調査研究の成果は当時の機構の紀要「学位研究」に掲載された（安原，1993，1999a／齋藤，1993／Lowe，1997／ロウ，1999／池，1994／ブルックス・児矢野，1998／広瀬，2000）。

これらとは別に、アイルランドの国立学位評議会（NCEA: National Council for Educational Awards: 当時）も機構の調査研究の重要な対象となった。NCEAは、大学以外の高等教育機関を認定し、それらの機関の修了者に学位を授与するという、CNAと類似の機能を持つ機関で、後に高等教育機関の第三者評価の任を担うことになるまで含めて、わが国の機構と類似性の高い機関であった。このNCEAに関しては、調査研究を行いその成果を公表すると共に、学位授与機構創立10周年の折には当時高等教育訓練資格カウンシル（HETAC: Higher Education Training and Awards Council）に改組されていた同評議会の会長を講師として招聘し、学位授与事業10周年記念研究会を開催した（パーシェイル，2001）。

## 2 アメリカへの視線

またこれらイギリス・アイルランドの先進事例の調査研究と並行して、アメリカにおける柔軟な高等教育機会の実態に関する調査も行われた。その嚆矢として遂行した大規模な調査が、米国学外学位プログラム悉皆調査である。この調査では、米国 College Board の発行による全米高等教育機関のリスト *College Handbook* を底本に、学外学位 (external degree) のプログラムを持つと記載されたすべての高等教育機関を対象に、プログラムの概要を調査するというもので、この成果は和文と英文の研究論文として公表された (森, 1996 / Mori, 1998)。

この悉皆調査の過程で、アメリカの東海岸に在する3校の大学に関する調査研究が、機構の学位授与を支える知見を得る上で重要であることが改めて明らかになった。これら3校とは、従来から機構の調査研究の対象となっていたニューヨーク州のリージェンツ大学 (当時)、コネチカット州のチャーター・オーク大学、ニュージャージー州のトーマス・エジソン大学に関する調査研究である。このうちリージェンツ大学に関しては審査研究部では創設以来調査研究対象としてその実態を明らかにすることに努めていたのであるが、悉皆調査を契機としてチャーター・オーク大学とトーマス・エジソン大学が重要な研究対象として機構の射程に入ってきた。これらの大学の特色は、当該大学における単位の修得を必須とせず、長期の在学を可能にしながら生涯学習型の学位取得の途を提供していることにあった。機構ではこれらの三機関を対象とした現地調査を行い、また3機関すべての学長ないし副学長を招聘して研究会を開催して、当該大学における授業の履修による単位の修得を必須としない学位授与プログラムについて米国の事例に関する知見を得ることに努めた。これら3大学に関して、「学位研究」は調査研究の成果を頻繁に掲載している (館, 1993, 1994 / 橋, 1995 / 森, 1999 / 橋本, 1998b, 1999a, 1999b / ペイノビッチ, 1997 / 江原, 1999 / アイス, 1999)。さらに、これら「大学」の名を冠しつつも非伝統的高等教育機関として学位取得の機会を提供している機関とは別に、学習を学位に繋げるための大学の学位取得課程以外のシステムとして、イギリスの単位累積互換 (CAT: Credit Accumulation and Transfer) の制度やアメリカ教育協議会 (ACE: American Council of Education) が管轄する PONSI や、後の CREDIT などの制度についても調査研究を行い、大学以外的高等教育機関や、企業内教育などの、大学外のフォーマルな教育機会を通じた学習の成果が、学位につながる単位に転換される制度に関する調査研究を行い、その成果を公表した (館, 1996 / 池, 1996 / 濱中, 2001)。これらの検討の中では、当然のことながら、大学以外的高等教育機関としての機構が大学外の学習の成果を評価して、学位につながる学習として単位に換算することが意識されていたし、また同時に大学で養成される知と、社会で養成される知をいかに架橋し調和するかという問題意識も、少なくとも審査研究部内のほとんどの教員間においては共有されていた。

## 3 外国調査から得られた視座と知見

このように、創設直後の機構では審査研究部を中心として、非伝統的な高等教育機会を提供している機関や、ほんらい大学外で行われている学修を大学の学習へ転換する制度に関する調査研究を精力的に行っていたわけである。しかし前述したように、機構における調査研究は大学というものの伝統的かつ本質的な機能をも視野に入れていた。この、大学による伝統的な学位授与システムへの関心は、機構の学位授与と事業が、柔軟で非伝統的な機会を提供するものでありながら、しかし大学が授与する学位の本質にかかわる正統性の枠組みを意識し、極端に走

るのではなくむしろ適切に機会を拡大しようとしているという、機構が行う学位授与を包摂する全体的な価値観と呼応するものであったと見てよいだろう。これら大学による学位授与に係わる問い直しを行った研究も創設当初から継続され、その成果の公刊に至っている（黒羽、1993／齋藤、1994、1996、1998／館、1996／王・黒羽・苑、1996／兼松・山川、1998／橋本、1998a）。これらの調査研究は、より伝統的な大学による学位授与にかかわる事象を対象としながらも、学位や単位という一定の角度を以て大学の営為を改めて見直しているところに大きな特徴があったといえるだろう。このような調査研究の過程で獲得された、大学による伝統的な学位授与とその変遷に対する調査研究の視座は、機構における調査研究の系譜上、後述する学位システム研究会の研究課題へと継承されることになる。

このように、イギリス、アイルランド、アメリカといった諸外国の事例調査は、主に学位と単位に関する問題意識を中心に据えているという点では共通していたが、それらから得られた知見は多岐にわたると見てよいであろう。ただし、大学以外の機関であって学位を授与するという機構の使命に引きつけてこれらの事例を大きく二分すれば、当時のイギリス、アイルランドに見られた事例は、大学を含む「学校」の制度を大前提とした考え方で、同じ高等教育段階にあって学位授与権の有無に差のある機関を修了した者の資格上の格差を緩和しようというものであったといえよう。いっぽうアメリカの事例は、個人を中心とした考え方で、流動性の高い社会における個人の学習機会を保障し、機会格差を緩和しようというものであったと見てよいだろう。したがってごく大ざっぱに言えば、機構が行う学位授与のうち、文部科学省以外の省庁の管轄下にある教育施設・課程（いわゆる省庁大学校）の修了者に対する学位の授与はよりイギリス・アイルランドの事例に近い形をとっており、いっぽう短期大学や高等専門学校の卒業者を対象とした、単位の修得と学習成果の評価に基づく学位授与は、よりアメリカの事例に近い発想にもとづくものであったといえる。もっともここでは、機構による単位の修得と学習成果の評価に基づく学位授与は、当初想定された完成形には至らないままのシステムとして運用されていたということに言及しておかなければならない。したがって、機構の審査研究部が中心となって行った調査研究には、制度の運用をいかにすべきかという問いのほかに、より大きな制度のデザインをいかにすべきかという問題意識が常に存在したのである。機構の調査研究は、機構の制度がそうであったように、いまだ手探りの状態にあった。その手探りの状態はしかし、決して暗闇をたどるような営みではなく、新たな制度の曙光の中で、創設当時の調査研究にあっても、当事者性を内包した明確な問題意識と、澁刺とした未来への問いがあった。その問いとはとりもなおさず、わが国の高等教育段階の生涯学習を、機構はどのようにデザインするのかという問いであった。そしてその生涯学習の機会が、中世大学の源流がそうであったように、わが国の国民に限らず、あらゆる市民に開かれたものとして開発されるべきものであった。調査研究はその開発の過程を支えるという使命を負っていた。

### 第3節 可能性への意思

#### 1 機構の調査研究の問い

前節で述べたように、イギリス、アイルランド、アメリカを中心として機構が継続した海外の事例調査の背景には、学位授与機構の調査研を通して答えるべき一つの具体的な課題があった。先述の通り、創設以来、短期大学ないし高等専門学校の卒業者で、その後高等教育レベルの必要な学修を行った者に対して行っていた学位授与を、外国の事例調査などからも得られた知見に基づき、高等学校卒業相当の学歴を有する市民全体に拡大することの可否について検討

することが、機構の調査研究には求められていたのである。生涯学習社会における高等教育機会の拡大を理想にしながらも、実際には高等教育の一部を既存の機関で了えることが機構での学位取得の前提とされたという実情を踏まえて、機構内部では「基礎資格」と呼ばれる申請資格の一部をいかに取り扱うかが課題の焦点であった。前節で述べたような外国の事例、特にアメリカの事例においては、学習者は中等後教育の最初の段階から、機関に依存しない個人主体の単位の累積を行うことによって学士の学位を取得することが可能となっており、柔軟な学習機会が提供されていた。

ひるがえって学位授与機構では、設立以来、授与する学位の社会的信用性を担保するために、既存の学校システムである短期大学や高等専門学校卒業を、機構における学位取得の要件としてきた。この要件が設定された背景には、機構設立当時に、それまでのわが国の「大学のみが学生に対して学位を授与できる」という状態から、「大学以外の機関が市民に対して学位を授与できる」という大きな社会機構上の変化を起こすに当たって、あまりに大きな変革をもたらすことによって社会に混乱を与えることを避けるという意図があった。また当初の間、既存の学校システムの信用に依存しつつ学位授与機構の授与する学位の威信を高めていくという企図もあったといっても間違いではないだろう。数年間の制度の実施を通じて、この短期大学や高等専門学校の卒業という要件を廃し、当初「学位授与機関の構想の概要について」に示された、より広い市民を対象とした学位授与へと方針を転換すべきであるか否か、制度改定の検討は常に機構の課題であった。

調査研究の観点に限って言えば、ここでいわれているような、伝統的な高等教育システムの枠内にあってなおより一層柔構造化された学位取得の機会については、当然のことながら機構発足当時から、国内、国外の実例を対象とした、成人教育、ダブルディグリー、大学間の単位互換などをはじめとした調査研究の蓄積があった（溝上，1993／黒羽，1995／齋藤，1999a，1999b／山田，1999，2001／大嶋，2001）。またこれとは別に、未完成形の単位累積加算制度としての、機構が行っている学位授与制度そのものの歴史上・制度上の位置づけを問うような調査研究や（黒羽，1998／六車，2001）、機構から学士の学位を取得した者を対象とした調査研究（詳細は次章に譲る）も行われていた。

2000年を迎えるに当たって、改めてこの制度改定の可能性が議論の俎上にのぼることとなった。その背景にあって最終的な問い直しの起爆力となったのは、大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」である。この答申の中で大学審は、「単位累積加算制度について、その実施に向けて学位授与に相応しい履修の体系性の確保等に関し、学位授与機構における調査研究の成果を踏まえ、本審議会において検討を続けることが適当である」と述べた（大学審議会，1998）。すなわち、それまで機構からの学士の学位の取得に際して科されていた基礎資格の要件を撤廃し、理念的には最初の1単位から科目等履修生としての学習によって得られた単位を累積することによって学士の学位が取得できるような制度の実現の可否について、創設7年目にして大きな問いが機構に対して投げかけられたわけである。これは、多少なりとも学生として教育機関に所属したという経験があっただけで学位を得ることが出来るというわが国の高等教育制度に関する大前提を根源から問い直す試みでもあった。そして学位授与機構における方策の開発は法律と研究に基づくという原則どおり、この問いに答えるために機構の中に大規模な研究会が組織された。この研究会は、先に述べた個別の高等教育機関や地域内の高等教育機関間における柔軟な学習の認定の仕組みに関する研究の蓄積に依拠しつつも、新たに、日本という国単位で存在する、大きな仮想大学としての機構の可能性を問うために、あ

るべき制度とその有効性を検討するという使命を帯びていた。こうして1998年、麻生誠放送大学副学長（当時）を座長とする研究会「単位累積加算制度による学士の学位制度に関する調査研究会」が発足した。

## 2 単位累積加算制度による学士の学位制度に関する調査研究会

この研究会は、制度を、冒頭に述べた「さしあたり」の段階から拡大するための調査研究であり、また、何らかの組織を通じて、その利益に関する意見が集約される可能性の低い個別の市民が行う高等教育レベルの生涯学習に対するニーズに対応する必要性をいかに評価するかを検討する場でもあった。

この「単位累積加算制度による学士の学位制度に関する調査研究会」が研究を遂行するにあたっては、外国の事例調査研究について審査研究部を中心にそれまでの研究の成果を整理するとともに、機構外の研究者の協力を得ながら、新たに調査研究を行った。またそれと並行して、既に機構で学士の学位を取得した学習者が、学位を取得するまでに行った学習の実態を分析するという大規模な調査も行った。このうち機構の学位授与制度に類似した諸外国の制度の状況に関しては、主として学位授与機構創設以来継続されてきた研究、中でも科学研究費補助金による研究やそれらに基づく国際研究協力の成果を参照しながら（安原，1999b／大嶋，1999／吉川，1999）、諸外国における単位累積、単位互換の制度について再検討した。

またこれとは別に、従来の機構の学位授与の実態に関しては、まず機構が授与する学位のインパクトを検討するために、制度開設以来、短期大学や高等専門学校の卒業を基礎資格として機構から学士の学位を得たすべての学位取得者に対して、学位取得の動機や学位取得に至る学修の方途、学位取得後の経歴の変遷などに関する包括的な調査を行うこととされた。この全取得者に対するフォローアップ調査を通じて、機構の授与する学士の学位のインパクトが、取得者が機構に申請した時点で有していた基礎資格や、学位を授与された専攻分野によって多様性があり、学位の取得が自己評価の向上に寄与することが最大の効果であるような取得者のグループがあるほか、進学のための必要が満たされたというグループ、就職や転職に役立ったというグループに分かれることが明らかになったが、しかしほぼすべての取得者に共通して聞かれた意見は、かれらが学位を取得した学位授与機構という組織そのものの知名度の向上を求めるといったものであった（橋本・森・濱中，1999a）。

さらにこの全学位取得者を対象とした調査と並行して、主として基礎資格を満たした後に機構が認定する専攻科に属さず、科目等履修生制度のみを用いて機構への申請に必要な単位を取得した申請者に特に焦点を当てて学士取得に至る学習パターンを分析するという調査も行われた。これは、科目等履修生制度のみを用いて機構への申請に必要な単位を取得した申請者が、わが国において提言されている「単位累積加算制度」による学位取得者に予想される学修の方途と最も近い学修パターンを示す集団であると想定されたためである。この調査を通じて、想定された「基礎資格を要求しない単位累積加算制度」の最大の受益者は、大学を2年未満の在学ないし62単位未満の修得で中退した層、科目等履修生制度のみで必要単位をすべて修得することが技術的に可能であるような人文・社会科学系の分野での学修者、有職者といった層であろうことが明らかにされた（橋本・森・濱中，1999b）。

これらの調査研究を踏まえて、麻生座長以下、研究会において単位累積加算制度の実現可能性に関して検討が行われ、平成12年3月に『「単位累積加算制度」に関する調査研究報告書』をまとめて文部省（当時）に報告した（学位授与機構，2000）。

報告書では、まず「単位累積加算制度」の実現の可能性に関するそれまでの議論の経緯をたどり、次いで、提言されている単位累積加算制度を「現行の、機構における学位規則第6条1項による学士の学位授与制度を一步進めるもの」ととらえて、それまでの学位規則第6条1項に基づく学位授与の実施状況を示し、さらに提言されている「単位累積加算制度」に類似する諸外国の制度の状況を明らかにした上で、我が国における「単位累積加算制度」の実現に向けた検討課題を提示した。

この報告書の結論を振り返ってみると、「単位累積加算制度による学士の学位制度に関する調査研究会」としては、単位累積加算制度を機構として実現することは原則として可能であるという結論に至っている。もっとも、前節で述べたような「最初の1単位から科目等履修生としての学習によって得られた単位を累積する」といったような学習者は理論上は存在し得ても実際にはそれほどの人数は見込めず、現実的には短大・高専の退学者や、あるいはたとえば大学を2年未満で退学した者などが、制度の主たる受益者になりうるものが想定されていた。また同時に「『単位累積加算制度』に関する調査研究報告書」においては、単位累積加算制度の実現のためには、柔構造化された単位修得の機会（すなわち高等教育レベルの柔軟な教育の提供）や、機構による学習者の指導体制の強化といった、制度を支える上での「相当の体制の整備が必要」であるとも付言している。すなわちこの報告書では、報告という形を取りながら、個人が行う高等教育レベルの生涯学習を支援し推進するだけのコストを、我が国の高等教育政策が負うのか、その可否を問いかけていたのである。ここで想定されている個人とは、先にも述べたように、学位を授与するような教育課程を持つ学校には属さず、知的欲求やあるいは人生の転機への希求をモチベーションとして学習する、真の意味での独学者であった。

### 3 大学審議会の結論と調査研究のその後

機構には、それらの独学者を、制度を充実させることによって支援するという意思はあった。しかしそのコストの多くは、国が負うことが至当であると考えられたし、おそらくは今でも、生涯学習社会を支えるという目的のためには、国にはある程度のコストを負うことが求められると考えることができるであろう。とりわけ当時機構は独立行政法人化の前の状態にあり、国の機関であった。機構が新たな制度を打ち立てて名実共に独学者のための生涯学習機関としての機能を果たす上では、国によるコスト負担が不可避であると考えられた。

いっぽう、上記の報告書「『単位累積加算制度』に関する調査研究報告書」を受けた大学審議会では、検討を進めた結果、平成12年11月の大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」で、「単位累積加算制度」については、機構による調査研究によれば「国際的に通用するものとして整備するためには、なお検討を要するとされている」と述べ、続いて「今後、学習者自身による主体的な学習設計を尊重しながらも、学位授与にふさわしい体系的な履修を確保する観点から①どのような専攻分野を学位の対象にするか、②学位の基礎となる単位の体系的な修得をどのように確保するか、③学位授与に至るまでの様々な段階で必要な履修指導をどのように行うか、など制度の基本となる部分や、④単位累積加算制度に基づき学位授与を行う機関としてどのような機関が適当であり、⑤学位授与を行う体制をどのように整備していくか、などの組織体制の在り方について、更に検討する必要がある。」と指摘するに至った（大学審議会、2000）。つまり機構の報告書への大学審の答えは、その時点においては「否」であった。このときわが国における単位累積加算制度は実現の目を見なかったのである。そしてその後10年、その実現の機会は喪われ、機構の学位授与制度は「さしあたり」の状態の

ままその制度を維持することとなる。そして  
 いわば機構の調査研究も、ある種さしあつ  
 たまま次なる調査研究課題を模索しながらさ  
 らなる10年を経ることになる。次章は、この、  
 機構創設以来の課題であった単位累積加算制  
 度の実現に向けた調査研究という大命題の喪  
 失の経緯から説き起こすことにしたい。



フィリピン共和国教育省（2008年撮影）

### 参考文献

- 池 マリ（1994）「英国高等教育品質評議会（HEQC）単位累積互換（CAT）発展プロジェクト  
 報告書『変化の選択—高等教育における参加の機会、選択、流動性の拡大』—内容の紹介  
 及び「報告書概要」全訳—」, 「学位研究」第2号
- 池 マリ（1996）「英国における単位累積互換（Credit accumulation and transfer：CAT）制度  
 の歴史的展開—現代の高等教育制度改革の行方—」, 「学位研究」第5号
- 江原武一（1999）「アメリカにおける学外学位課程の動向」, 「学位研究」第10号
- 王 忠烈・黒羽亮一・苑 復傑（1996）「中国における学位制度の現状と展望」, 「学位研究」第  
 4号
- 大嶋 誠（1999）「フランスにおける学位取得と学位取得と学習成果の認定の多様性について」,  
 「学位研究」第11号
- （2001）「ライン上流域ヨーロッパ大学連合（EUCOR）—沿革・教育成果の相互認定・  
 学位—」, 「学位研究」第15号
- 学位授与機構（2000）「『単位累積加算制度』に関する調査研究報告書」
- 兼松 顯・山川浩司（1998）「日本における薬学教育の変遷と学位問題」, 「学位研究」第7号
- 黒羽亮一（1993）「英国における高等教育システムの改革—ポリテクニクからユニバーシテイ  
 へ—」, 「学位研究」第1号
- （1995）「日本における1990年代の大学改革」, 「学位研究」第3号
- （1998）「政策面での単位累積加算制度の扱い」, 「学位研究」第8号
- 齋藤安俊（1993）「英国における高等教育システムの改革—ポリテクニクからユニバーシテイ  
 へ—」, 「学位研究」第1号
- （1994）「ゴードン研究会議とリベラルアーツ・カレッジ」, 「学位研究」第2号
- （1996）「アイルランド共和国ダブリン大学トリニティ・カレッジにおける上級学位—  
 とくに論文提出による学位に注目して—」, 「学位研究」第4号
- （1998）「工学の博士学位記—大正・昭和・平成—」, 「学位研究」第7号
- （1999a）「アメリカの大学における実務重視型教育と学位授与の事例研究」, 「学位研究」  
 第10号
- （1999b）「アメリカにおける工学系の関与する同時2学位授与」, 「学位研究」第10号
- 大学審議会（1991）「学位授与機関の概要について（答申）」

- (1998) 「21世紀の大学像と今後の改革方策について (答申)」
- (2000) 「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について (答申)」
- 館 昭 (1993) 「アメリカにおける学位と専攻分野の関係について」, 「学位研究」第1号
- (1993) 「アメリカの学位授与機関 (リージェント大学) の仕組みと現況」, 「学位研究」第1号
- (1994) 「アメリカにおける学外学位課程の展開状況」, 「学位研究」第2号
- (1996) 「アメリカにおける大学外学習の単位認定と PONSII プログラム」, 「学位研究」第4号
- (1996) 「大学制度における教養概念に関する一考察」, 「学位研究」第5号
- 橋 利枝 (1995) 「リージェント大学の履修要件 I —自由学芸学位—」, 「学位研究」第3号
- 橋本鉦市 (1998a) 「わが国における医学博士の社会的分析 —旧学位令 (大正9年) 下における濫授状況をめぐって—」, 「学位研究」第7号
- (1998b) 「アメリカにおける学外学位授与機関—チャーターオーク州立大学の制度と仕組み—」, 「学位研究」, 第9号
- (1999a) 「アメリカにおける学外学位授与機関(2)—チャーターオーク州立大学とコネチカット州高等教育システム—」
- (1999b) 「アメリカにおける学外学位授与機関(2)—チャーターオーク州立大学とコネチカット州高等教育システム—」, 「学位研究」第10号
- 橋本鉦市・森 利枝・濱中義隆 (1999a) 「学位授与機構における学位申請者の意識と動態—学位取得者のフォローアップ調査を中心に—」, 「学位研究」第11号
- (1999b) 「学位授与機構における学位申請者の単位履修パターン—『単位累積加算制度』に関する基礎的分析」, 「学位研究」第11号
- 濱中義隆 (2001) 「アメリカにおける大学外学習の単位認定制度—ACE/CREDIT の制度と実態—」, 「学位研究」14号
- 広瀬洋子 (2000) 「英国オープンユニバーシティの IT 戦略」, 「学位研究」第13号
- 溝上智恵子 (1993) 「日本の成人教育と高等教育の開放」, 「学位研究」第1号
- 六車正章 (2001) 「省庁大学校の法令上の位置付けと大学評価・学位授与機構による学位の授与」, 「学位研究」第15号
- 森 利枝 (1996) 「米国における学外学位制度の現状」, 「学位研究」第5号
- (1999) 「リージェント大学における評価のシステム —学習とクレジットの評価を中心に—」, 「学位研究」第10号
- 安原義仁 (1993) 「ロンドン大学学外学位制度について」, 「学位研究」第1号
- (1999a) 「ロンドン大学学外課程の仕組みと動向 —法学学位を事例として—」, 「学位研究」第10号
- (1999b) 「イギリス高等教育における『単位・モデュラー制度』 —単位累積加算制度を中心に—」, 「学位研究」第11号
- 山田礼子 (1999) 「経験学習と単位の認定 —ポートフォリオ形式による経験学習評価制度—」, 「学位研究」第11号
- (2001) 「アメリカの高等教育における単位互換と単位の認定 —カリフォルニア州のアーティキュレーション・システム—」, 「学位研究」第14号
- 吉川裕美子 (1999) 「ドイツ高等教育における単位制度導入の動向 —学位制度と学修課程の検

- 討から一」, 「学位研究」第11号
- ブルックス, ジュディス・見矢野マリ, (1998) 「英国ロンドン大学プログラム (University of London, External Programme) — 1858年から未来へ — (ロンドン大学学外プログラム副ディレクター ジュディス C.ブルックス氏 講演記録)」, 「学位研究」第7号
- パーシェイル, シェーマス (2001) 「アイルランド高等教育における品質保証 — 高等教育訓練資格カウンシル (HETAC) —」, 「学位研究」第15号
- ペイノビッチ, ポーラ (1997) 「リージェント大学の理念と現状」, 「学位研究」, 第6号
- アイス, ジェリー (1999) 「トーマスエジソン州立大学 — 成人学習者に25年間奉仕してきたバーチャル・ユニバーシティー」, 「学位研究」第10号
- ロウ, ロイ (1999) 「イギリスにおける学外学位制度の発展とその意義 — 歴史家の視点から —」, 「学位研究」第10号
- Lowe, R. (1997) “The Development and Significance of External Degrees in the United Kingdom : A Historian’s View”, 「学位研究」, 第6号
- Mori, R. (1998) “The Status Quo of the External Degree Systems in the United States”, 「学位研究」第9号

## 第2章 模索の時代

濱 中 義 隆

### はじめに

平成12年3月に刊行された「『単位累積加算制度』に関する調査研究報告書」は、一研究会の報告書の枠を超えて、草創期からその当時までの審査研究部における調査研究の集大成であったといっても過言ではない。このことは同報告書に収録されている多数の論文のテーマの広がりや執筆時期等をみれば理解できるであろう。章を改めるにあたり冒頭から同報告書をあえて「集大成」と位置づけたのには理由がある。同報告書の発刊と時を同じくして、単位累積加算制度を理念的背景としてきた当機構の学位授与制度が、一つの時代の終焉を迎えたと考えるからである。折しも平成12年4月に学位授与機構は大学評価・学位授与機構に改組され、審査研究部は学位審査研究部となった。現時点から顧みると、当時の変化は単なる組織の改編、名称変更にとどまらず、調査研究さらには当機構が行う学位授与制度全般に対しても後に重大な影響を及ぼしたように思われる。この時期的な一致は単なる偶然であったのか、それとも時代の必然だったのだろうか。本章では平成12年度から独立行政法人化（16年度）の前後までの学位審査研究部の活動を振り返ってみたい。

### 第1節 「単位累積加算制度」に関する調査研究会の帰結

前章でも述べられているように、「『単位累積加算制度』に関する調査研究報告書」の結論にほぼ沿う形で、平成12年11月に大学審議会は、単位累積加算制度の導入について答申した<sup>1</sup>。前章末の内容と重複するが、以下にその内容を再掲する。

今後、学習者自身による主体的な学習設計を尊重しながらも、学位授与にふさわしい体系的な履修を確保する観点から、①どのような専攻分野を学位の対象とするか、②学位の基礎となる単位の体系的な修得をどのように確保するか、③学位授与に至るまでの様々な段階で必要な履修指導をどのように行うか、など制度の基本となる部分や、④単位累積加算制度に基づき学位授与を行う機関としてどのような機関が適当であり、⑤学位授与を行う体制をどのように整備していくか、などの組織体制の在り方について、更に検討する必要がある。

今後の実現可能性に含みを残しつつも、単位累積加算制度のこの時点での導入は見送られたのである。その理由として「学位授与にふさわしい体系的な履修を確保する」ために更なる検討を要することが挙げられているものの、当時の調査研究において中心的な役割を果たしていた館氏が後に回顧しているように、単位累積加算制度に直接的に関連する事項についてはすでに「研究を相当し尽くして」（館 2008）いた。実務的・技術的な観点からいっても、現行の学士の学位授与制度から基礎資格要件のみを撤廃することそれ自体は、さほど難しいことでは

<sup>1</sup> 大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）」（平成12年11月）

なかった。事実、機構内では、単位累積加算制度が導入された場合を想定して、修得単位の審査の基準（単位修得の要件）をどのように設定するか、専攻分野を限定すべきであるかなど、具体的なシミュレーションを行っていたし、学修成果・試験の審査を通じて授与する学士の学位の水準を維持することも可能であると考えられていた。大学審議会答申では実施機関を含めて更なる検討が必要とされているものの、もし単位累積加算制度を本格的に導入する場合、それまでの審査のノウハウの蓄積を考えれば、当機構における従前の学位授与制度を拡張する形で実施するほかはない、という多少の自負があったことも確かである。

それでもなお、同報告書の結論において、一般的な単位累積加算制度の導入を逡巡した最大の理由は、新たな制度を導入したとしても利用者が果たしてどれほど見込めるのか、という点に尽きる。当時、修業年限2年の短期大学もしくは高等専門学校を卒業した後に、大学の科目等履修生制度のみにより62単位以上を修得し、当機構での学位取得に至った者はきわめて少数にとどまっていた（橋本・森・濱中 1999）。まして124単位すべての単位を科目等履修生制度のみで修得することは、理念上は可能であるとはいえ、過去の実績からあまりに非現実的なことに思われたのである。

現行制度では、学位取得に向けて履修すべき授業科目の選択や学修成果の作成等に対する指導など学修上のサポートが全くなされておらず、単位の修得先も大学の科目等履修生制度、短期大学および高等専門学校の専攻科にほぼ限定されている。機構創設時以来の検討課題である「登録制度」<sup>2</sup>や、大学以外で行われる生涯学習等の単位認定の方策の導入について一定の目処が立たない限り、基礎資格要件のみを撤廃してもそのメリットは皆無に等しかった。これらの仕組みに対する予算面・組織面の措置がなされないまま基礎資格要件のみが撤廃された場合、そのことをもって単位累積加算制度が導入されたとみなされ機構の学位授与制度が政策アジェンダからひととび外れてしまえば、おそらく今後の制度の発展の日はないと判断が働いたこともある。もし、報告書において「単位累積加算制度の導入は十分に可能」との結論を提示したとすれば、大学審議会はどのような判断を下したであろう。今となっては知る由もないが、仮に不完全なものであったとしても単位累積加算制度が導入されていれば、その後の機構の学位授与制度のあり方は現在とは異なったものになっていたかもしれない。

いずれにしても単位累積加算制度の実現に関して、政策的に一応の結論を見たことは、当時の学位審査研究部の調査研究に対しても大きな影響を及ぼしたことは明らかである。それまで当機構における研究の目的・意義は「単位累積加算制度の実現可能性の検討」という形でいわば外生的に与えられており、その妥当性・正当性をあらためて問い直す必要がなかった。「単位累積加算制度」が政策的な検討課題であること自体に研究の意義が求められ、あらゆる調査研究における「問い」（リサーチ・クエスチョン）を、まさにその一点に収斂させることが可能だったからである。

ところが単位累積加算制度の実現が背後に退いてしまったとき、学位審査研究部が組織として取り組むべき研究テーマをあらためて構築する必要に迫られた。むろんそれまでの研究の蓄積を全て放棄して新たなテーマに取り組むことは現実的ではなかった。それゆえ必然的に、一方でそれまでの単位累積加算制度の研究のフォローアップを行いつつ、他方で新たな研究テ

<sup>2</sup> 「学士の学位の取得を希望する者が、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科において単位を修得しようとする場合、本機構が単位修得状況を適切に把握し、円滑に学士の学位を授与し得るようになるため、学士の学位の取得を希望する者があらかじめ本機構に申請し登録する仕組みを設けることが適当である」とされていた（学位授与機関創設調査委員会 1991）。

マを模索することとなる。その際、われわれがとくに重視したのは、機構が行う学位授与制度の運営・発展に寄与することだけを目的とするのではなく、同制度に関与する者としての独自性を生かしつつ、高等教育研究として汎用性・通用性のあるテーマを構築することであった。

## 第2節 新たな研究テーマの模索

### 1 「学生の流動化」への着目

「単位累積加算による学士の学位授与制度に関する調査研究会」の後、われわれが最も精力的に取り組んだテーマが「学生の流動化」の研究である。ここでいう「学生の流動化」とは、大学への編入学、転学、留学、単位互換制度などにより複数の高等教育機関にまたがる学修を経て、学士課程を修了する学生が増加することをさす。こうした現象の背景、ならびに「学生の流動化」によって大学の学士課程教育に生じている変化と課題を明らかにしようというのである。

それにしてもなぜ「学生の流動化」に着目したのか、そもそも「学生の流動化」を分析対象とすることで何を目指していたのか。この点は、現在に至るまで学位審査研究部（現：研究開発部）の調査研究を貫く問題関心の一つの柱となっているので<sup>3</sup>、ここで詳しく説明しておきたい。

学位授与機構が創設された平成3年当時、6,500名強であった大学への編入学者は、平成12年度には12,000人まで増加した。この間、大学設置基準が数度にわたって改正され、既修得単位の認定や大学以外の教育施設における学修の単位認定に関する規定も段階的に緩和されてきた。先に紹介した大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」（平成12年12月）は、単位累積加算制度の導入については時期尚早としたものの、「大学間の転入学をはじめとして、短期大学、高等専門学校及び一定の水準の専門学校からの大学への編入学等、学生の流動性を一層高めることも期待される」としており、政策的な観点からも「学生の流動化」は肯定的に捉えられていたのである。

「学生の流動化」の要因は、第一義的には、高等教育の需要側である学生の就学行動の多様化／非標準化、ならびにそれらを促す社会環境の変化に求められよう（金子 2003）。従来、大学への進学といえば、後期中等教育を修了後すぐに進学して（1～2年程度の受験浪人はともかく）、4年間で無事卒業することが当たり前であり、大学卒業と同時にやはり間断なく職業の世界へと移行していく。こうした就学・就業のパターンが標準的、さらにいえば規範的なモデルであると、少なくとも日本では考えられてきた。ところが、経済社会の高度化・複雑化が進み、変化が激しく先行きが不透明な現代社会において、若者が18歳という人生の比較的早い時期において、自らの将来の進路を見定め、適切な就学機会を選択することはさほど容易なことではなくなりつつある。そうした社会では可能であれば個人にとって最終的な進路選択の場面を遅らせたいという心理が働いたとしても不思議ではない。それゆえ、「自分探し」的な曖昧な動機のまま大学へ進学してみる、いったんは良かれと思って選択した進路の変更を希望する、といったことがしばしば生じるようになってくる。進路選択にミスマッチの解消が「学生の流動化」という形態で現れるのである。そこで大学への編・転入学をはじめとする学生の流動化

<sup>3</sup> 平成16年度の独立行政法人化以降、第一期中期計画期間（H16～H21）では「学習行動及び学習機会の多様化の実態と潜在的な需要の実証研究」、第二期中期計画期間（H22～H26）では「学習形態及び学習機会の多様化に対応した高等教育と学位授与に関する調査研究」として、中期計画における調査研究プロジェクトに継承されている。

が、どこで、どのように生じているのか、その構造を把握し変化の兆しを読み取ることで、将来における「非標準的」就学行動の潜在的需要を推測することが一つ目の研究課題となった。

一方、社会（学生）の側からの「非標準的」就学行動への要請に応えようとするれば、高等教育の供給側においても何らかのシステムの変容を迫られる<sup>4</sup>。「標準的」な進学行動にあわせて、もっぱら20歳前後の学生を対象にして4年間一貫の教育を提供することを大学側もまた暗黙の前提としてきたが、「学生の流動化」はこうした前提を突き崩すこととなるからである。

従来型の大学教育の基本的な枠組みを維持しつつ、「学生の流動化」に対応する際に鍵となるのが、大学における単位制度の存在である。単位制度を採用している日本の大学では、大学への編・転入学時に、学生が以前に在籍した高等教育機関における学修を既修得単位として認定する。同様に、国内外を問わず他の高等教育機関における履修の成果を自大学の卒業要件のなかに組み入れるためには、いわゆる単位の読み替えが行われる。つまり、単位認定の対象となる学修の内容と認定単位数の上限をより弾力的に設定することによって「学生の流動化」への対応を可能にしているのである。むしろその反作用として、あまりに弾力化を許容してしまえば、従来型の大学教育の枠組みは融解してしまう危険性をはらんでいる。学生の流動化に対する社会的要請と大学教育としての質の保証のバランスをどのように考えるかが、もう一つの研究課題となるのである。

## 2 従来の研究テーマとの関連性

単位制度の弾力的な運用のあり方という点に関しては、それまで審査研究部が単位累積加算制度の研究として行ってきた調査研究の延長線上にあることは明らかであろう。自大学での学修を必須とせず、「既修得単位の認定」あるいは「単位の読み替え」のみによって卒業要件を満たすことができる大学の存在を認めるならば、それが「単位累積加算制度」の実体に他ならないからである。とはいえ、自らの機関における学習を課さず、学習指導も行わずに学士の学位を授与する仕組みは、米国のごく一部の州において存在していることを調査により明らかにしてきたものの、当時は国際的に見ても稀な制度であった。「単位累積加算制度」を前面に押し出すだけでは、多くの人々（高等教育研究者を含めて）の関心を惹き付けるようなテーマとはいえず、研究テーマとしての限界を感じていたことも否めない。

その点、大学への編・転入学については、米国ではコミュニティカレッジなど短期高等教育機関から四年制大学への編入また四年制大学間での転学（トランスファー）が、ごく一般的に行われていることが知られている。欧州においても「ヨーロッパ高等教育圏」構想の下、共通の単位制度（ECTS）を導入して、欧州域内における大学間の学生の移動を円滑化することが課題となっていた（吉川 2003）。また、伝統的に複線型の学校教育システム<sup>5</sup>を持つ国々では、高等教育への進学需要が高まるにつれ、伝統的な大学教育と職業教育に重点を置く非大学型的高等教育機関における学修の互換性を確保し進路選択の隘路を解消することが政策的にも模索

<sup>4</sup> 「学生の流動化」の主要な形態の一つである大学への編・転入学は、高等教育への進学後に将来の目標、就業志望などの変更を希望する学生が、それまでの学習経歴を無駄にすることなく、新たな学習機会への移行・継続を容易にするための仕組みとみなすことができるだろう。大学への編・転入学は、わが国ではいわゆる欠員補充として従来から制度的に認められてきたが、「大学設置基準の大綱化」として知られる平成3年7月の設置基準の改正により、公私立大学において編入学定員の設定が可能となる等、流動化への対応が進められてきた。

<sup>5</sup> 大学進学に通じる学術的な教育を行う学校系統と専門学校など実践的な職業教育を行う学校系統が比較的早期の学齢段階において分岐する学校教育体系をさす。

されつつあった。日本でも先述のとおり「学生の流動化」の傾向は、学位授与機構のような非大学の学位授与機関が行う単位累積加算制度の枠を超えて、高等教育の「正系」たる大学をも巻き込みながら着実に進行しつつあると考えられたのであった。

「学生の流動化」は、従来からの単位累積加算制度に関する研究を拡張し、高等教育研究としてより汎用性のあるテーマを構築するというわれわれの目標にとって格好の研究テーマであったといえるのである。

### 第3節 「学生の流動化」調査の実施

#### 1 諸外国における編・転入学制度の調査

前置きがやや長くなってしまったが、具体的にどのような調査研究を実施してきたのかを紹介していこう。上述のとおり高等教育研究として汎用性のあるテーマを設定するという観点から、「学生の流動化」の研究は、当初、科学研究費補助金により行われた。平成12年度～14年度には、「大学外高等教育の展開状況と大学との関係に関する日米欧の比較研究」<sup>6</sup>の交付を受けた。ここでいう大学外高等教育とは、米国のコミュニティカレッジ、英国の高等教育カレッジおよび継続教育カレッジ、ドイツの高等専門学校と職業アカデミー、フランスのグランゼコールと技術短期大学部（Institut universitaire de technologie:IUT）、そして日本の短期大学、高等専門学校、専修学校など、伝統的な大学（＝ユニバーシティ）以外の高等教育機関をさす。これら大学外高等教育機関の制度的構造を明確にしたうえで、大学外諸機関のカリキュラムと学修成果および卒業資格が、大学教育の学位プログラムとどう関連しているかを明らかにすることが研究の目的であった<sup>7</sup>。

科学研究費補助金の採択年度が平成12年度であることが示すように、大学外の高等教育機関とその修了者の大学への編入可能性に対する問題関心は、単位累積加算制度に重点的に取り組んでいた当時からすでに有していたものである。そこで、以下では平成12年度以降に『学位研究』に掲載された論稿を中心に、同テーマに関連する研究成果を当該科研費の成果以外のものを含めて紹介する。

単位制度の発祥の地であり、短期高等教育機関から大学への編入学が制度的に最も発達している米国の事例としては、カリフォルニア州におけるコミュニティカレッジと州立四年制大学との転入・転学制度（アーティキュレーションシステム）ならびにそれを支える共通一般教育カリキュラムを紹介した山田（2001）、州レベルにおけるアーティキュレーションシステムの標準化の動向を明らかにするとともに全米各州のアーティキュレーションシステムの類型化を試みた林（2004）が挙げられる。

一方、EU統合という政治的・社会的な要請から、各国の高等教育機関が授与する教育資格の等価性・相互互換性を確保する枠組みの構築が求められていたヨーロッパの事情については、ヨーロッパ域内での共通的な学修成果の評価の枠組みとしてその導入が提唱されていた「ヨーロッパ単位互換制度（ECTS）」を紹介した小野（2000）、英国における「高等教育資格枠組み」について検討した吉川（2001）、スコットランドにおける継続教育カレッジと大学との連携ならびにスコットランド資格枠組み（The Scottish Credit & Qualification Framework:SCQF）を事例に挙げ、欧州における教育・職業資格制度の標準化の動向について論じた吉本（2003）、フラ

<sup>6</sup> 基盤研究 B2（一般） 研究代表者：吉川裕美子学位審査研究部助教授（当時）

<sup>7</sup> 大学評価・学位授与機構『学位授与—10年のあゆみ』，p.60

ンスにおける技術短期大学部（IUT）の現状を明らかにした白鳥（2002）などがある。

また、欧米以外の国々についても、オーストラリアの技術・継続教育機関（Technical and Further Education: TAFE）と称される中等後職業教育機関修了者の大学進学時における単位移転（単位認定）を取り上げた橋本（2000）、中国の短期高等教育機関（「専科」）の現状と「専科」から四年制大学（「本科」）への編入学試験制度（「専昇本」試験）の導入について検討した黄（2003）が関連する研究成果として挙げられる。

## 2 「学生の流動化と支援体制に関する調査」の実施

ここまで諸外国の事例に関する研究を中心に上げてきたが、日本の状況に関しても、平成14年度に「学生の流動化と支援体制に関する調査」と銘打って、全国の国公私立大学の全学部を対象に大規模なアンケート調査を実施した。その分析結果は吉川・濱中・林・小林（2004）に報告されている。同調査は、大学への編・転入学、留学生の受け入れ・送り出し、単位互換制度等を「学生の流動化」の枠組みから包括的に捉えた点、またそれらに関する計量的なデータを提示した点において、わが国における先駆的な研究であったといえるだろう。

というのも「学生の流動化」の量的規模と構造が把握可能な信頼しうる公的データが当時、ほとんど存在しなかったからである。日本の学校教育に関する最も基本的な統計データである文部科学省の「学校基本調査」には、短期大学、高等専門学校および専修学校専門課程から大学への学部別編入学者数が集計されているものの<sup>8</sup>、大学間での転学者数、あるいは外国の高等教育機関から日本の大学への編入学者数のデータは存在しない。同様に外国人留学生数は報告されているものの、日本人学生の外国への留学者数は掲載されていないし、留学期間（長期または短期の区別）も判然としない<sup>9</sup>。むしろ「学校基本調査」のような集計データでは、どのようなタイプの大学において学生の流動化が生じているのかを分析するにはそもそも不向きであるという問題もあった。その点われわれが実施した調査では、幸いにも多数の大学関係者の協力により75%を超える有効回答率を得ることができたため、編・転入学、単位互換制度、外国大学との交流などに関して、全国的な状況を把握しうる信頼性の高いデータを収集するとともに、個票データの特徴を生かして大学の類型によって流動化の進捗状況が異なることを実証的に示すことが可能になったのである。

同調査のいま一つの特徴は、学生の機関間移動に伴う「既修得単位の認定」、「単位の読み替え」の現状を徹底的に調査した点にある。①単位認定の方法（個別の授業科目ごとに単位の読み替えを行うか、一定の単位数を既に修得したものとして一括認定を行うか）、②単位認定の対象となる授業科目群（専門科目を対象とするか、一般教養的な科目のみか）、③認定の上限単位数の設定などについて、編入前の単位修得先ごとにどのように取り扱っているかを細かく尋ねたのである<sup>10</sup>。こうした実態は当時ほとんど知られておらず、既修得単位の認定によって学士の学位を授与するという「単位積み上げ型」の学位授与制度に運用に日常的に携わってきた学位審査研究部ならではの着眼点、問題意識が反映された調査項目であったといえるかも知れない。

<sup>8</sup> 一定の要件を満たす専修学校専門課程の修了者の大学への編入学が認められたのは平成12年度からである。

<sup>9</sup> 平成16年度以降については、独立行政法人日本学生支援機構が「協定等に基づく日本人学生の海外派遣状況」の調査結果を公表しており、派遣地域別・留学期間別の学生数が報告されている。

<sup>10</sup> 裏を返せば、調査への回答者である大学の担当者の方々にはたいへんご負担をおかけしたわけである。調査への協力に対して、あらためて謝意を表したい。

さて、同調査から明らかになった主要な知見の一つが、編・転入学生を多数受け入れている大学ほど、個別の授業科目ごとの「単位の読み替え」は物理的に困難となるためか、一括方式での単位認定を行う機関の割合が増加すること、同時にそうした大学では編・転入学前の学修履歴（たとえば短大・高専等での専攻分野）に制限を設けておらず、一年次から在学する学生との間での学習過程の等価性を担保しうるのか疑問を感じざるを得ない事例が存在するということであった。高等教育機関間を移動する学生の存在を例外視してきた日本の大学では、先に紹介した米国におけるアーティキュレーションシステムのような単位の互換性を支える制度的基盤の整備がなされておらず、なし崩し的に学生の流動化が進行してしまうと、学士の学位（および学位が表象する能力証明としての価値）に対する社会的信頼が揺らいでしまうことへの危惧を調査データをもとに指摘したのであった。

さらに、学生の移動という観点からわが国の大学の「常識」を批判的に検討してみることで、様々な問題点を明らかにすることができた。授業科目の内容を示すシラバスの書式や単位修得証明書の発行形態の非標準性といった実務的なレベルから、単位の一括認定を正当化する単位制と学年制の混用、各大学の多様化・個性化を旗印に進められてきた教育課程の非標準化（とりわけ一般教養教育の位置づけの曖昧さ）といった理念的なレベルに至るまで、ほぼ同一年齢層の若者を対象に4年間一貫の教育を提供することを前提としているがゆえに見えてこなかった問題点が、学生の流動化というフィルタをとおして見ることで、つぎつぎと浮き彫りとなってきたのである。

平成16～18年度にかけては、上記の研究課題をさらに発展させ「学士取得過程の多様化に対応した単位認定と学士の質保証に関する日米欧の比較研究」<sup>11</sup>として再び科学研究費補助金の交付を受けることができた。これにより平成17年度には、「学生の流動化と支援体制に関する調査（第2回）」を実施し、わずか3年間の間隔ではあるものの2時点間の比較を行うことにより、14年度の調査で得られた分析結果（仮説的考察）の再検証と、変化の方向性を明らかにすることができた（濱中 2008a, 立石 2008）。また、「学生の流動化」に関する包括的な実証研究が他にほとんど存在しなかったこともあってか、いわゆる学会誌以外の高等教育関係者向けの誌面において取り上げられるなど、同調査は「学生の流動化」という切り口から様々な問題提起を行い、それなりのインパクトを残すことができたといえるだろう。

## 第4節 機構の学位授与制度に関する調査・分析

### 1 1年後・5年後調査の開始

「単位累積加算による学士の学位授与制度に関する調査研究会」の成果を最も明確な形で引き継いだ調査研究プロジェクトの一つが「学士学位取得者に対する1年後・5年後調査」（以下、1年後・5年後調査とする）の実施である。同調査研究会において平成10年10月に実施した「学位取得者に対するフォローアップ調査」の分析結果等をもとに、調査項目の内容を精選したうえで平成11年10月から、学位授与の時期に合わせて年に2回、学位取得から1年および5年を経過した者を対象にしたアンケート形式の調査を行うこととした。また1年後・5年後調査の開始にあわせて、すでに平成6年度より学位記の送付時に実施していた「学位授与に関するアンケート」（直後調査）の内容も一部改訂し、単位の修得過程、学修成果の作成や試験に

<sup>11</sup> 基盤研究B（一般）、研究代表者：吉川裕美子学位審査研究部教授

関する意見など、学位取得直後に尋ねた方が適切と思われる質問項目を新たに追加した。これにより、各人の学位取得の動機から、取得までの学修プロセス、取得した学位に対する意識・評価までを一貫して分析することが可能になった。1年後・5年後調査の開始からすでに10年以上が経過したが、両調査は若干の質問項目の変更を加えながら現在も実施されている。大学における卒業生調査と同種の調査とみなすならば、継続性の観点からも、また同一の対象者を学位取得直後、1年後、5年後の3時点にわたって追跡しているという点からも希有な調査であるといえるだろう。

1年後・5年後調査の目的はつぎの2点に集約できる。一つは当機構が行う「単位積み上げ型」の学位授与制度の利用者層の特性を把握すること、もう一つは機構が授与した学位の社会的評価を測定することである。上述のとおり単位累積加算制度の研究の一環としてスタートしたこともあって、現行の学位授与事業の評価・検証を直接的に意図していたというよりは、当機構の学位授与制度を一つの事例として、生涯学習社会における弾力的な高等教育システムのあり方を検討する、あるいはそのためのデータを蓄積することに主眼を置いてきた。

当機構の利用者層の学習履歴、就業状況や職業などの社会的属性を把握することは、高等教育における生涯学習ニーズの所在、ひいては単位累積加算制度に対する潜在的需要を発見することに繋がると考えられる。また学位取得に至るまでの学修のプロセスにおいて何らかの阻害要因があればそれを明らかにし、より多様な人々にとって利用しやすい弾力的な制度の構築に寄与することも期待された。

機構が授与する学士の学位は、「どの大学を卒業したか」といういわゆる学校歴とは無関係に付与される学歴資格（学位）である点に大きな特徴がある。したがって機構で取得した学位に対する職場での評価・処遇、就職や転職に際しての効果等を明らかにすることは、「学校」という組織を介して形成された社会関係資本とは切り離された「教育の成果」が、われわれの社会にどのように受容されていくのかを分析することを意味している。しばしば「学校歴社会」と評されてきた日本の社会において、学歴資格は純粋な「個人の能力証明」（人的資本）として社会的地位達成と結びついているのか、あるいは学歴資格の価値は様々なコンテクストの中で社会的に構築されているのか、といった社会学的にきわめて興味深い問いを機構の学位授与制度は投げかけている。こうした点に着目することは、将来の生涯学習社会において、（現在の価値観からみれば）「非標準的」な就学行動の成果を適切に評価して公認するための仕組みを考える上でも重要であるし、さらには、そもそも社会的な制度としての「学位」とは何なのか、という学位審査研究部（当時）にとって最も根源的な問いを解明する上でも重要な示唆を与えてくれる。

これまでの数度にわたる調査結果の報告により、上記のような大きな「問い」に対して十分に解明できたとは言い難いけれども、現時点で機構の学位授与制度がいかなる社会的機能を果たしているかを実証的に明らかにするかという点においては、1年後・5年後調査の初期の目的はある程度達せられたといえるだろう（橋本・濱中2000、濱中2001、濱中2003、濱中2008b）。

## 2 インスティテューショナル・リサーチ（IR）への期待

同一の調査をルーチン化するからには、データ分析の結果を学位授与事業の改善につなげようという意図があったことも確かである。事実、平成12年度に刊行された『学位授与—10年のあゆみ』では、1年後・5年後調査についてインスティテューショナル・リサーチ（IR）とし

での役割が強調されている<sup>12</sup>。しかしその後、組織としてIRの体制を確立しようとする動きには必ずしも繋げられなかった。1年後・5年後調査を開始した当時、学位授与の審査に係る事務作業の電算化は全く進展していなかったため、業務の遂行とともにIRに必要なデータを蓄積するという認識が浸透しなかった。最も基本的な情報である申請者の学習履歴すら正確に記録されておらず、データ分析に基づいた事業の改善どころか、分析すべきデータが存在しないというのが実情だった。しかも1年後・5年後調査の開始時期は、ちょうど学位授与の申請者数が急増していた時期にあたり、業務に直接的に利用されないデータの整備はどうしても後手後手にならざるを得なかったのである。

当時のこうした状況のなかで、当機構における学位授与申請者の学修履歴（単位修得状況）について詳細な分析を行った以下の研究は、データの制約ならびに方法論上の問題点がないとは必ずしもいえないが、あらためて評価されるべきであると考えられる。

八木（2004）は、平成13年度における学位授与申請者のうち専門学校修了を基礎資格とする者（232名）を抽出し、申請時に提出される単位修得状況申告書から、いわゆる一般・教養教育に相当する授業科目の履修状況（修得単位数）を集計した。その結果、「一般的に短期大学・高等専門学校に比していわゆる教養科目が少ない傾向にある」<sup>13</sup>と考えられている専門学校修了者においても、多くの申請者が20単位程度の一般・教養科目の単位を修得していること、基礎資格該当後の学修において大学等でさらに10単位程度の一般・教養科目の単位を積み上げていること、これらの単位数は先述の「流動化調査」で明らかになった国立大学の卒業要件における一般・教養科目の必要単位数（最低20単位、平均41単位）と比較して極端に低いとはいえないこと等を明らかにした。さらに、八木（2005）において、当機構における学位授与申請者のうち学修履歴が最も多様性をもつ「看護学」を専攻する者に専攻分野を限定して<sup>14</sup>、短期大学卒業者と専門学校修了者の単位修得状況を比較すると、同じ看護師養成を主たる目的とする教育機関であっても専門学校修了者の一般・教養科目の修得単位数がやはり少ないこと、わが国の看護系四年制大学のカリキュラム指針ならびに米国の複数の看護大学（学部）における一般・教養科目の必要単位数と比較した場合にも、当機構における専門学校修了を基礎資格とする学士取得者の修得単位数が少ないことを指摘している。

### 3 学位授与事業における学位審査研究部の調査研究の役割

これら一連の研究をここで取り上げたのは、当機構における調査研究のあり方について重要な示唆を与えてくれていると考えるからである。ただしそれは、現行の審査基準の適切性の評価あるいは新たな審査基準・方法の開発のために有益であり、事業に結果を即座に反映可能な調査研究であるという理由からでは全くない。ここで注目したい点は、「単位累積加算制度の理念にもとづく学位の授与」という当機構に固有の事業の実践から得られたデータを丹念に分析し、その結果を大学も含めた高等教育全体の文脈に位置づけながら解釈していることである。

<sup>12</sup> 大学評価・学位授与機構『学位授与—10年のあゆみ』, p.55

<sup>13</sup> 「専門学校卒業生に対する学位授与に関する調査研究」（平成10年9月16日）

<sup>14</sup> 平成11年度より専門学校修了者を「基礎資格を有する者」に該当することとして以降、看護学を専攻する申請者は、それまでの短期大学卒業生に加えて、専門学校修了を基礎資格とする者が他の専攻と比較して最も多くなった。また、基礎資格該当後の単位修得先においても、短期大学の専攻科（助産師、保健師の養成施設）を修了した者の他に、大学の科目等履修生として単位を修得する者も多く、学修履歴に極端な偏りが見られる他の専攻に比べて、学修履歴が最も多様であるといえる。

自らは教育を提供することなく、申請者が行った高等教育レベルの多様な学習履歴を評価することのみによって学位を授与するという仕組みのもとでは、1つの学校において教育課程を修了することを前提にしている従来型の大学における学位授与と異なり、学位授与申請者の学修履歴は多様であることが常態である。それゆえ大学が授与する学位との等価性を担保するには、学位授与の要件となる学修の内容や学修の成果のあり方に対してわれわれは自覚的であり続けなくてはならない。機構の学位授与制度の実態を分析する過程は、実は同時に大学とは何かを絶えず問い直す作業そのものに通じている。

当機構の学位授与制度は、国際的に見てもユニークな制度であり、世界に先駆けてわが国で行われている、高等教育機会の拡大のための壮大な社会実験であると捉えることができよう。しかもそのユニークさゆえに、他所では入手が困難な貴重なデータと経験を、事業の実践を通して常に蓄積している。だとするならば、こうした制度を運用している当機構、なかんずく学位授与の審査に深く関与している学位審査研究部（現：研究開発部）においては、「社会実験」を通して得られた知見を、高等教育システムの発展という形を通じて広く社会に発信していくことが責務となろう。制度の発足からすでに20年が経過した現在、調査研究の成果を事業に反映させることがもはやそれほど重要な課題とは思えない。調査研究の役割として前者の立場がはるかに重要になってきているといえるだろう。

## 第5節 「単位累積加算制度」研究の新展開

平成12年当時、一般的な単位累積加算制度の実現可能性が完全に失われていたわけではなかった。従来行ってきた単位累積加算制度の実現のための調査研究も、むしろ継続してきた。なかでも当時、焦点を当てたのは、高等教育におけるIT利用、いわゆるeラーニングの活用である。社会人学生の高等教育への参入を主たるターゲットとする単位累積加算制度の実現を視野に入れたとき、オンキャンパスの高等教育と比較して時間的・地理的な制約が少ないeラーニングは、単位の修得機会を拡大するための方策としてきわめて重要な役割を担うことになる。もちろん従来型の大学においてもITの活用が不可避な時代になりつつあったこともeラーニングに着目した大きな理由の1つではあった。従来型の教室で行われる授業とeラーニングでは、学修支援上の効果や学修成果においていかなる相違点があるか否かを明らかにすることは、授与する学位の正当性・等価性を確保する上で不可欠な作業であろう。さらに特定の大学への所属を必要としない単位累積加算制度のもとでは、時間的・地理的制約の少ないeラーニングを活用することで利用者の利便が図られる一方、学修の断片化・不連続化がますます進行する可能性があり、学修の体系性や「質の保証」といった課題に取り組むことがより一層重要となる。

そこで平成13年度から15年度にかけて科学研究費補助金「ITを利用した高等教育の単位累積制度と単位認定に関する研究」<sup>15</sup>の交付を受けた。その主要な成果として、ドイツの高等教育機関におけるIT利用支援政策「ニューメディア教育プロジェクト(Projektträger-Neue Medien in der Bildung: PT-NMB)」を紹介した神谷(2002)、英国のオープンユニバーシティの単位移籍制度と評定サービスの現状を紹介した森(2003)、国内3大学および海外1大学を対象に、IT利用教育の導入に際して、(1)ネットワークの構築・管理、(2)授業コンテンツの作成・配信形態、(3)学生の学修支援の観点からアンケート調査を実施した神谷・宮崎・森(2005)などがある。

<sup>15</sup> 基盤研究(B)(2)一般 研究代表者：小野嘉夫学位審査研究部教授(当時)

その他にも、単位累積加算制度に関する諸外国の先進事例の紹介として、韓国における独学による学位取得制度を扱った森(2001)、米国の継続教育単位(Continuing Education Unit : CEU)制度を調査した森(2002)など『学位研究』ならでもいえる特徴的な研究を発表してきた。

## 第6節 自己点検・評価の実施と学位授与事業将来構想検討委員会

### 1 自己点検・評価の実施

調査研究の成果そのものではないが、この時期の学位審査研究部の活動を振り返るうえで、自己点検・評価の実施とその後の展開は大きな出来事であったので、ここでそれらについて言及しておきたい。

「1 学位授与事業」で述べられているように平成13年度に、機構創設から10周年を機に自己点検・評価を実施し同年11月その報告書をまとめた。むろん10周年というのは一つのきっかけであったかも知れないが、この時期に自己点検・評価を実施した本質的な理由ではない。当時、大学においては自己点検・評価の実施がすでに義務化されていた<sup>16</sup>。そこで大学と同様に学位を授与する機関たる当機構においても、授与する学位の正当性を担保するためには、自己点検・評価の実施は必須と判断したのである。こうした経緯で自己点検・評価を実施したため、報告書の作成にあたっては、調査研究に関する事項はもちろんのこと、当機構の主要な事業である学位授与事業ならびに情報収集・提供事業に関しても(すなわち管理運営に関する事項以外はすべて)、学位審査研究部の教員が全面的に関与して執筆された。また平成12年度より大学評価・学位授与機構に改組されており、学位授与事業関連の自己点検・評価であるとはいえ、大学評価機関の自己点検・評価報告書としてお粗末なものを提出するわけにはいかないという事情もあった。そのため、自己点検・評価の枠組み(フォーマット)の作成段階から相応の労力をかけて実施された。学位審査研究部教員の全面的な関与とフォーマットの独自性という点においては、平成16年度の独立行政法人化以降に実施されている業務実績報告<sup>17</sup>とは全く性格を異にするものであった。

### 2 学位授与事業将来構想検討委員会と独立行政法人化

自己点検・評価の実施過程においては、当然のことながら様々な「今後の課題」が浮かび上がってきた。そこで自己点検・評価ならびに外部検証の実施をもって一区切りとするのではなく、継続的に課題の発見/解決を行うことの必要性があらためて認識され、平成14年度初頭から学位授与事業将来構想検討委員会を立ち上げ、議論を行う体制を整えた。残念ながら様々な事情により中長期的な将来構想の検討は捗々しい成果をあげたとは言い難かった。

当時の議事録をみると、同委員会の第1回会議において、「当機構の意義そのものから整理しなければ中長期の将来構想はできないのではないか」、「設立当初から、単位累積加算制度の検討が当機構としての課題であったわけだが、この課題を推進するのか否か議論する必要がある」といった問題提起がなされていた。しかしこうした課題がその後十分に検討された形跡はほとんどない。当時の最大の懸案事項は「申請者の増加にいかにして対応するか」、すなわち業務の省力化だったからである。

<sup>16</sup> 平成11年の大学設置基準の改正により、大学においては自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化されるとともに、その結果の学外者による検証が努力義務化されていた。

<sup>17</sup> 独立行政法人通則法に基づく各事業年度ならびに中期目標の期間における「業務の実績」に対する評価のために作成されるものであり、その性格上、あらかじめ定められた統一的なフォーマットに従って作成される。

しかも平成14年度の夏ごろには、平成16年度からの当機構の独立行政法人化がほぼ確定的となったため、将来構想検討委員会は独法化に向けて、中期目標・中期計画案の策定を行う会議となった。独立行政法人の枠組みにおいては中期計画の達成状況が厳しく問われることになるため、長期的な将来構想をますます描きにくい状況になってしまった。学位授与事業の意義から問い直して将来構想に結びつけるという余裕が失われてしまったのである。

いま振り返ってみると、こうした一連の過程の中で、われわれが時代の大きな変化を見失っていたことを率直に認めなければならないだろう。独法化以降の当機構の根拠法である独立行政法人大学評価・学位授与機構法には、「学校教育法第百四条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、・・・」とある。学位を授与することは「目的」としてではなく、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るための「手段」であることが条文に明記されている。この目的規定は独法化に際して付け加えられたものであり、それ以前の根拠法であった旧国立学校設置法では、業務について定められているのみで、目的の規定はなかった。独法化が要請された当時の時代的背景として、事業の実施を通じて社会にどのような貢献をしているかがますます問われるようになるという社会環境の変化があったことになる。だとするならば、将来構想検討委員会の冒頭での問題提起にわれわれはもっと関心を払わなければならなかった。

### 3 機構の学位授与制度の今日的意義

幸か不幸か短期大学、高等専門学校の特攻科修了者の学位授与申請が増加したおかげで、当機構の学位授与制度は順調に発展しているように見えた。それゆえ「学位を授与すること」自体に社会的意義があり、それが事業の目的と認識されるようになってはいなかっただろうか。

「学位を授与すること」そのものが目的化すれば、あとは「いかに効率よく、適切に学位を授与するか」だけが主たる関心事となる。それゆえ「学位の水準」や「質の保証」を維持しながら、業務の省力化が可能となる新たな審査方法の開発が主要な検討課題となっていった。そこでは「多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現」という本来の目的が考慮されることはなかった。実をいうと、特攻科修了者を除いた「単位積み上げ型」の学位授与申請者数は、平成14年当時ですでにピークを超え減少傾向にあった。単位累積加算制度を理念的背景とする当機構の学位授与制度にとってけっして望ましいとはいえない状況にあったわけだが、申請者数全体の増加の前にそうした事実が顧みられることもなかった。誤解を恐れずに言ってしまうと、短期大学・高等専門学校の特攻科のための学位授与制度として存在しているかのごとき状況になりつつあったのである。

むしろ「多様な学習の成果が適切に評価される社会」がすでに実現している、あるいはそうした社会の実現など初めから要請されていない、というのであれば、現行の学位授与制度はその役割を終えたということになるだろう。しかし、そうした社会が実現しているとは思えないし、以下のような理由からその必要性が潰えたとも考えられない。

機構が創設された20年前と比べると、雇用の流動化が進行し、かつての日本的雇用を特徴づけていた企業内教育を十分に受けられない者の増加、いわゆる非正規雇用の拡大が指摘されている。また18歳人口の急減によって大学進学率が急速に上昇したことにとともに、世代間での学歴構成の違い（格差）は拡大した。15年間に大学進学率が15%ポイントも上昇したのは高度経済成長期と同じくらい大きな社会変動なのである。しかも「ゆとり教育世代」の問題や若者の学力低下が言われるように、初中等教育において他の世代より少ない量・質の教育を受けた

者たちを抱えている。こうした事実を踏まえれば、成人の高等教育への参加に対する社会的な必要はむしろ高まっているとみるべきなのではないか。

にもかかわらず成人の高等教育への参加は先進諸国のなかでは依然として低い水準にあることは周知の事実である。その要因を初職参入後の学校教育の成果が評価されにくいという「日本の社会システムの問題」に求めることは容易い。しかしそれが事実だとしても、なぜ「評価されない」のか、そこに教育システム側の問題点はないのかが問われなければならない。さらにいえば社会システムの変革を促すことが教育の機能の一つであるとするならば、社会で評価されるような成果が得られる高等教育を提供すること、それもまた高等教育システムに属する者としての責務の一つであろう。当機構の学位授与制度ならびに調査研究に携わってきた者として、そう感じざるを得ない。

### まとめ—単位累積加算制度をこえて—

本章では「単位累積加算による学士の学位授与制度に関する調査研究会」以降から独立行政法人化の前後までの学位審査研究部の活動を振り返ってきた。「第1章 曙光の時代」で述べられているように、現行の学位授与制度は、「当面着手し得る第一の段階として、さしあたり、短期大学・高等専門学校の卒業者等で一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与の方策」としスタートしたものであった。限定的に発足した仕組みをより「完成品」へと近づけて行くという明確な目標を意識することができた「曙光の時代」との対比で言うならば、単位累積加算制度の実現可能性が後退してしまった平成12年度以降は一転して「模索の時代」ということになる。

平成12年の大学審議会答申で「さらに検討する必要がある」とされた単位累積加算制度は、その後、平成17年度に中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、「生涯学習社会の実現、多様な高等教育機関の発展等の観点から、いわゆる単位累積加算制度を、学位授与にふさわしい履修の体系性の確保等に留意しつつ設けることは、今後の重要な課題である」とわずかに言及されたものの、そこには具体的な検討課題がもはや示されていない。ちょうどこの時期を境にして、高等教育政策の主眼は、1990年代の「高等教育システムの多様化・弾力化」の促進から、規制緩和による質の低下に歯止めをかけるための「質保証」にシフトしていった。そのため「高等教育システムの多様化・弾力化」の究極的な形態ともいえる単位累積加算制度の政策的優先度が、1990年代と比較してはるかに低下することはやむを得なかった。当機構の学位授与事業の発展という観点からみれば、「さしあたり」の段階から次の段階へのステップが失われてしまった「漂流の時代」といったほうが、本当の実感に近い。

もっとも高等教育政策における優先度が低下したからといって、そのことが直ちに単位累積加算制度の導入の必要性が失われたということの意味することにはならない。前節で述べたように、成人の高等教育への参加の社会的必要性が低下したわけではなく、「多様な学習の成果が適切に評価される社会」の実現は依然として重要な課題であると考えられるからである。ただし、当機構の学位授与制度ならびにその「完成形」として構想された単位累積加算制度が、そうした社会の実現に向けた手段として果たして十分なものであるか、その役割を再検討する必要がある時期にさしかかっていることもまた事実であるように思われる。

これまで「学位授与機構」であるがゆえに、われわれは意識的にも無意識的にも「学位」をあらゆる思索の原点に置いてきた。調査研究に関しても全く同様であり学位の研究こそがわれわれの使命であると考えてきた。しかし生涯学習社会における当機構の役割を考えたとき、「学

位の授与」のみに目を向けていれば十分というわけにはいかない。というのも、成人の高等教育参加の目的は、必ずしも「学位の取得」ではないし、またそうである必要もないからである。ここに、元来、当機構が抱えている大きなジレンマが存在している。

いま機構にとって最も重要なのは、成人の生涯学習ニーズをその社会的必要性を含めて根底から問い直すことであろう。仮に当機構への学位授与申請者が飛躍的に増加しないとしても、高等教育レベルの生涯学習の到達目標として、最終的に学士の学位が取得可能な仕組みが開かれていることによって、成人の学習への参加を動機づける誘因となるならば、それもまたこの制度の重要な役割となろう。より多くの人が利用可能な柔軟かつ弾力的な高等教育システムの一つの形として、単位累積加算制度を導入することの意味は失われてはいない。また、生涯学習の成果を評価して学位取得に結びつける仕組みが存在することによって、質の高い学習機会が大学を含めて様々なプロバイダから提供されるようになるならば、そのことを通じて社会全体の人的資本の蓄積を高めることに貢献することもできるだろう。「学位の授与」のみに機能を限定するのではなく、生涯学習社会において高等教育システムが果たすべき役割の「シンボル（象徴）」のような存在になり得るかどうかが、当機構の今後の命運を握っていると言ったら言い過ぎであろうか。もちろん「シンボル」たりうるには、当機構の社会的認知度を現在よりはるかに高くすることが何よりも優先されなければならない。

今から20年前に単位累積加算制度の導入を目指したときの背景や理念を受け継ぎながら、方法論・技術論の研究に特化することなく、これまで高等教育機会へのアクセスにおいて不利な位置に置かれた人々の参入が可能となるような高等教育システムの整備と社会への啓発、これらが今後の研究開発部（旧学位審査研究部）の調査研究に求められているといえよう。

## 参考文献

- 濱中義隆（2001）「学士学位取得者の現状と意識 — 1年後・5年後調査の分析（2）」、『学位研究』15, pp.77-94
- 濱中義隆（2003）「学士学位取得者に対する「1年後・5年後調査」の分析（3） — 専攻分野「保健衛生学」を中心に」、『学位研究』17, pp.157-182
- 濱中義隆（2008a）「「学生の流動化」と進路形成—現状と可能性」、『高等教育研究』11, 玉川大学出版部, pp.107-126
- 濱中義隆（2008b）「学士とは何か — 学位授与機構の社会学」, 大学評価・学位授与機構学位審査研究部編『新しい学士をめざして—実践的学修のガイドブック』, ぎょうせい, pp.66-91
- 橋本鉦市（2000）「オーストラリア高等教育機関における単位移転制度と学修歴認定」、『学位研究』12, pp.31-45
- 橋本鉦市・森利枝・濱中義隆（1999）「学位授与機構における学位申請者の単位履修パターン — 「単位累積加算制度」に関する基礎的分析」、『学位研究』11, pp.5-39
- 橋本鉦市・濱中義隆（2000）「学士学位取得者の現状と意識—1年後・5年後調査の分析結果」、『学位研究』13, pp.59-84
- 林未央（2004）「アメリカ高等教育におけるアーティキュレーション・システムの標準化—体系的・連続性と弾力性の両立問題」、『学位研究』18, pp.107-130
- 黄梅英（2003）「中国の高等教育における学生の移動と学歴の接続システム—専科から本科への進学を中心に」、『学位研究』17, pp.93-107
- 神谷武志（2002）「ドイツの大学と大学外高等教育機関におけるIT利用新教育支援方策の調査

- ニューメディア教育プロジェクト (PT-NMB)』, 『学位研究』 16, pp.85-91
- 神谷武志・宮崎・森 (2005) 「IT を利用した高等教育の展開 —教室外講義, 通信教育を中心に」, 『大学評価・学位研究』 2, pp.102-111
- 金子元久 (2003) 「流動的知識社会と学位制度」, 『学位研究』 17, pp.5-23
- 森 利枝 (2001) 「韓国における独学による学位取得制度について」, 『学位研究』 15, pp.41-74
- 森 利枝 (2002) 「アメリカの職業教育のユニット化について 国際継続教育訓練協会と継続教育ユニット」, 『学位研究』 16, pp.107-121
- 森 利枝 (2003) 「英国オープン・ユニバーシティにおける単位認定と評定サービス」, 『学位研究』 17, pp.185-198
- 小野嘉夫 (2000) 「ヨーロッパ単位互換制度 (ECTS-European Credit Transfer System) について」, 『学位研究』 12, pp.5-28
- 白鳥義彦 (2002) 「フランスにおける大学外高等教育について - IUT を中心として」, 『学位研究』 16, pp.69-81
- 館 昭 (2008) 「大学評価・学位授与機構における学位授与事業関係の 調査研究について」, 『学位研究』 15, pp.143-161
- 立石慎治 (2008) 「高等教育機関を移動する学生 —受験機会と入学実態」, 『大学評価・学位研究』 7, pp.19-32
- 八木克道 (2004) 「専門学校修了を基礎資格とする学位取得申請者の専攻外各科目の単位修得状況調査—平成13年度申請者について」, 『学位研究』 18, pp.169-191
- 八木克道 (2005) 「学位授与申請者の一般・教養科目単位修得状況調査Ⅱ—短期大学を基礎資格とする申請者 (看護学) について (平成13年度), 専門学校との比較」, 『大学評価・学位研究』 2, pp.115-131
- 山田礼子 (2001) 「アメリカの高等教育における単位互換と単位の認定 —カリフォルニア州のアーティキュレーション・システム」, 『学位研究』 14, pp.5-28
- 吉川裕美子 (2001) 「イギリス高等教育の学位統一への動き —高等教育資格枠組み導入の背景, 概要, 展望」, 『学位研究』 14, pp.31-54
- 吉川裕美子 (2003) 「ヨーロッパ統合と高等教育政策 —エラスムス・プログラムからボローニャ・プロセスへ」, 『学位研究』 17, pp.71-90
- 吉川裕美子・濱中義隆・林未央・小林雅之 (2004) 「学生の流動化と学士課程教育 —全国大学調査にみる編入学, 単位認定, 学生交流と支援体制の実態」, 『学位研究』 18, pp.5-103
- 吉本圭一 (2003) 「スコットランドにおける短期高等教育を含めた資格制度と多様な学習経路の設計」, 『学位研究』 17, pp.53-68

### 第3章 希求の時代 —学位に関する研究拠点をめざして—

吉川 裕美子

#### 第1節 独法化と機構における調査研究の課題

大学評価・学位授与機構は平成16（2004）年度に独立の法人格を付与され、独立行政法人となった。独立行政法人は国家行政組織に属することに伴う様々の制約から解放され、当該業務に関して独立性を与えられる一方、当該事業の目的をより合理的に達成し得るシステムを導入することが求められる。そのため独立行政法人には、主務大臣による「中期目標」の指示を受けて「中期計画」を作成し、その期間が終了した時点で「中期目標」・「中期計画」の達成度等について大臣の下に設けられた評価委員会の評価を受け、その評価を参考に主務官庁において業務継続の必要性、組織の在り方、その他組織・業務の全般にわたる所要の措置を講ずる、という制度的仕組みが適用される<sup>1</sup>。

機構が行なう調査研究もまた、「中期目標」・「中期計画」の対象となることを免れない。しかし、そもそも学位授与機構が国立学校設置法に根拠を置き、大学共同利用機関に準ずる機関として発足したことは、審査研究部（当時）が機構の学位授与事業を支えるにとどまらず、その調査研究をつうじて日本の大学、高等教育に資することを期待して構想されたであろうことは言を俟たない<sup>2</sup>。

独立行政法人として出発するにあたり、中期目標「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究」に対する中期計画を策定する際に、学位審査研究部（現：研究開発部）がまず念頭に置いたのはこの点であった。それゆえ機構は、生涯学習システムへの移行等社会の変化を踏まえて、学位・単位制度のあり方及びその通用性の観点から、①学位の構造・機能と国際通用性に関する研究、ならびに②高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究を行ない、機構の学位授与制度の改善に活かすとともに、「わが国の学位システム全体の発展と学位に係る知識の普及に貢献する」ことを中期計画に掲げた。この姿勢は、第1期中期目標期間から現行の第2期中期目標期間にわたって、調査研究の2つの柱とあわせて貫かれている<sup>3</sup>。

大学以外で唯一、学位授与権を認められた公的機関として、機構においてこそ行ないうる調査研究とはどのようなものか。それは独法化以前より繰り返し自ら問い、外部からも明示することを求められてきた課題であった。本章では、そうした問いへの一つの答えとして、独立行政法人への移行を契機に着手した「学位の構造・機能と国際通用性に関する研究」、なかでも「学位システム研究会」の取り組みと学位・単位制度の理論的基底に関する研究に焦点を絞って論ずることにしたい。

<sup>1</sup> 藤田 1999, 石井 2000。

<sup>2</sup> 飯島 1991。

<sup>3</sup> 本章参考資料「第1期中期目標・中期計画（平成16年度～平成20年度）」、「第2期中期目標・中期計画（平成21年度～平成26年度）」を参照。

## 第2節 学位に対する政策関心と理論研究の必要性

### 1 学位システム研究会の設置

「学位の構造・機能と国際通用性に関する研究」を中期計画の柱の1つに掲げた理由は、学位に関する理論研究の必要が喫緊の課題として受けとめられたことにある。折しも高等教育に対しては、「構造改革」を掲げた内閣のもと、規制緩和と競争原理の導入が強く打ち出されていた。これは1990年代に力を増した市場原理主義の流れに位置づけられるとはいえ、内閣府の総合規制改革会議、経済財政諮問会議を軸に、その方向を一層強力に推し進めるものであった。一言でいえば、消費者の潜在的ニーズに応える最善の方策は供給者が相互の競争により創意工夫を高めることと捉え、そのために政府による規制を緩和し、あわせて事後的監視を強化する、との立場をとる。高等教育も例外ではなく、多様な大学・大学院等の参入を促進するための措置が主張された。その範囲は大学設置の認可要件の緩和、学部・学科の設置と改廃の届出に関する準則主義に及び、さらには学位授与権の付与拡大も射程に入れられた。

いうまでもなく、学位授与権は大学の根幹にかかわる問題である。しかし、学位と学位授与権はこれまで大学のみが有する自明の権利として、理論研究の対象と明確に位置づけられていなかった。こうした危機感と建設的な政策論議を支える研究の必要性は文部科学省とも共有され、学位行政を掌る高等教育局大学振興課との協議もふまえて、機構内に学位制度に関する研究会を設置することとした。当時の問題意識と研究会の趣意については企画書「学位制度に関する調査研究」に簡潔に記されているので、以下に全文を引用しておきたい。

#### 学位制度に関する調査研究

##### 高等教育ユニバーサル時代における学位システムの現状と課題

中央教育審議会の中間報告「我が国の高等教育の将来像（グランドデザイン）」は、わが国の高等教育の将来像の中核的な課題として、高等教育への「ユニバーサル・アクセス」をあげ、その実現への具体的施策の検討を提起している。ユニバーサル化は個人については再帰的な高等教育への入学、あるいは機関間の流動性の拡大を意味するとともに、高等教育機関にとってはそうした学習行動を許容する柔軟な制度が要求される。それを可能とし、また促進するのは、個人の入学資格、学習履歴の認証、そして学歴資格の授与、といった点での、学位制度の見直しと整備である。

すでに高等教育機関への入学、専門学校等からの編入に関する要件、あるいは大学院への進学要件等に関してはさまざまな形での規制緩和の措置がおこなわれてきた。また大学の設置認可にあたっては、事前の審査基準は著しく緩和され、代わりに認証評価機関による事後チェックによる質的保証をおこなう体制へと移行しつつある。また、グローバル化の中で外国との学位の相互承認についても、より柔軟な措置がとられている。こうした意味で学位とその構成要件については大きく規制緩和が進んでいるといえよう。

しかし他方で、過度に学位要件が単に緩和され、学位制度が柔軟化するのであれば、学位制度が混乱し、ひいては学習意欲が減退することにもなりかねない。真のユニバーサル・アクセスを導くためには、個人の取得した学歴資格の質的な

内容・水準を的確に保証し、またそのための要件を明確にする、透明で強固な枠組みがなければならない。こうした意味で、高等教育のユニバーサル化、国際化の中で、新しい学位システムが再構築されることが不可欠の課題となっている。

そうした課題はもとより高等教育政策の根幹をなすべきものであり、基本的には文部科学省で構想されるべきものである。しかし大学に関する評価と質保証、そして一部の学位授与の機能を任務としてきた本機構においても、専門的な見地から基礎的な調査を行ない、主要な問題点を分析することが求められることは当然である。本調査研究事業は、そうした社会的な課題を念頭において、行政的な要請と呼応しつつ、機構における本格的な調査研究のための予備的な作業を行なうことを目的とする。

この企画書に即して設置の準備を進め、機構内の諸手続きを経て「学位システム研究会」を学位審査研究部（現：研究開発部）に置くことが機構長裁定として了承された<sup>4</sup>。学位は学位授与権と大学にかかわる問題であることから、高等教育研究の碩学の指導助言を仰ぎながら調査研究を進めることが不可欠である。幸いにも学位システム研究会は高等教育研究を専門とする学識経験者、行政の担当者である文部科学省関係者の参画を得て、さらに学位審査研究部教員を加えて陣容を整えることができた。こうして平成16年度末に学位システム研究会が発足し、潮木守一座長のもとに学位制度に関する調査研究を開始した。

## 2 学位システム研究会ワーキンググループ（WG）による国際比較研究

学位と大学の関係に着目して、主要国の高等教育を分析した研究は国内外にも例がない。学位システム研究会では、まず日米欧の大学と学位制度に関する主要な論点と問題点を整理し、その内容をふまえて具体的な調査方法・項目について検討した。そのうえで調査の対象としてイギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、日本の5か国を選定し、各国の専門家からなる調査組織「学位システム研究会ワーキンググループ」（WG）を設置し、学位システム研究会で確定した調査方法・項目に基づいて国際比較調査を実施した。

各国調査は定期的にWG研究会を開催して進行状況を確認しながら進め、学位システム研究会に報告するとともに、日本との比較の観点からより深く調査を要する項目について検討を加えた。大学の設置認可と学位授与権の付与にかかわる項目は後に追加されたが、それは時の政策課題にかんがみ、諸外国における法的基盤と現状を調査する必要がみとめられたからである。このように5か国の調査を進めながら、そのつど学位システム研究会で討議を重ねることにより、最終的な共通の調査項目が決められた。主な柱として、大学と学位授与権の関係、大学の設置形態と設置認可、学位授与権の認可、学位の質保証が挙げられる。

各国の法令を一次資料とし、最新の資料やデータを駆使して明らかにされた研究の成果は、現時点で唯一のものである。その資料的な価値と重要性からも、学位と大学に関する比較研究の全容を広く公表することの意義は大きいと考え、平成22（2010）年7月に『学位と大学—イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究報告』として刊行する運びとなった。総ページ数320頁に及ぶ、本機構『大学評価・学位授与機構研究報告』の第1号である。この

<sup>4</sup> 「学位システム研究会について」（平成17年2月22日 機構長裁定 最終改正：平成23年6月8日）  
委員名簿 P.132参照

『学位と大学』の価値はいうまでもなく、綿密な調査に協力し、さらに原稿の執筆を快諾してくださったWG研究会の各国担当者の力に負っている<sup>5</sup>。

5か国すなわちイギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、日本の国ごとの成果は、先に述べたとおり共通の項目に基づいて同研究報告の各章に詳述されている。以下では全体にかかわる主要な論点を取りあげ、比較研究の視点から試みた解説を再掲するかたちで、『学位と大学』に集約された成果を紹介しておきたい<sup>6</sup>。

### 第3節 大学と学位授与権

#### 1 学位授与権を有する大学・高等教育機関

今日の世界の大学が、12世紀にパリとボローニャで発生したヨーロッパの中世大学にその淵源を有することはよく知られている。こうした中世の大学は、教師や学生による自発的な学徒の自治団体（universitas ユニヴェルシタス）であり、その同業組合（ギルド）としての特徴は各国の「大学」に訳語とともに受け継がれている（英米：university、仏：université、独：Universität）。

しかし時代を経て、また国により、そうした特徴を有する機関の範囲は「大学」以外にも広がってきた。他方で、大学に固有と考えられていた種々の機能が他の機関にも拡散し、実施されている実情を見て取ることができる。大学と高等教育機関、中等後教育機関ないし第3段階の教育機関、あるいはさらに研究機関との異同を、法令上の定義に求めることも必ずしも容易でなくなっている。大学と称する組織の使命、役割が大衆化の進展と社会の多様な要求に応じて多彩になるにしたがい、「大学とはなにか」という問いにこたえて大学を一義的に定義することはますますむずかしくなっているといえる。

しかしながら、中世以来大学が一度も手放すことなく排他的に独占しつづけてきた機能として、学位授与権を挙げることができる。この観点から各国の高等教育をとらえなおすと、学位授与権が大学とそれ以外の教育研究機関を区別する一つのメルクマールをなしていることは疑いない。

「大学」名称を冠する機関と学位授与権の保有は、一体としてとらえられる。それに対して広い意味での高等教育機関には、学生の卒業時に与えられる学位（および高等教育資格）の種類、設置される課程や修業年限に関して、多様な機関が内包されている。

イギリスでは、高等教育カレッジ等の同一名称で呼ばれる高等教育機関の範疇に、学位授与権を有する機関と有さない機関が存在する。フランスでは、中等教育修了資格であるバカロレアを入学要件として、その取得者を対象に教育を提供する機関が高等教育機関と総称されている。したがって高等教育機関のなかには、中等後教育を行なう機関が広汎に含まれる。こうした国々の一方で、ドイツで高等教育機関と呼ばれるのは学位授与権を有する機関にかぎられる。アメリカでは、中等教育以上の教育提供を州内で法的に認められ、学士の学位プログラムまたは同プログラムへの編入学を可能にする2年以上のプログラムを提供する機関が、高等教育機関として位置づけられている。

このように大学・高等教育機関の定義は国ごとに異なる。とはいえ、大学および学位授与権

<sup>5</sup> 各国の執筆分担者は次の各氏である。イギリス 村田直樹、フランス 大場淳、夏目達也、ドイツ 吉川裕美子、アメリカ 溝上智恵子、森利枝、日本 石橋晶。

<sup>6</sup> 独立行政法人大学評価・学位授与機構（編）2010、吉川 2010。

を有する高等教育機関の主たる目的は、高等教育の提供、研究の実施、教育研究を通じた社会への貢献、の3点において共通しており、知識の継承、進歩、伝達が中心的な機能と自認されていることは注目されよう。

これらの目的を達するための基盤として、大学の自律性が尊重されていることも強調されてよい。学問の自由と教学ならびに教員人事に関する自治の保障、複数の学問領域にわたる課程の設置とその民主的な運営、さらに構成員による教育課程・研究プログラムの決定権の保有、これらは大学の要件と考えられている。こうした「大学」に類する組織として大学以外の高等教育機関の骨格が形作られ、大学に準拠する強弱の程度に、それぞれの機関で提供される教育課程の特徴と学位の種類が反映されている。

## 2 設置認可

先行研究で明らかにされているように、大学の設置および認可のあり方は大学の基準を維持し水準を高めるための方式と解される。それは各国の歴史的、社会的背景に応じて、チャーターリング（勅許状）方式、政府統制方式、アクレディテーション（適格認定）方式に大別される。

チャーターリング方式は、国王ないし国家がある大学の学位授与権を承認する勅許状（charter）を与えるもので、これにより大学は名実ともにその地位を獲得する。チャーターリング方式の代表的な例はイギリスであり、個々の大学の自治と個性的発展を確保し、自己統制によってその水準を維持する方策として支持されている。

政府統制方式は、主としてヨーロッパ大陸、中でもドイツおよびフランスで19世紀以後に発達した。日本の大学も歴史的にこの方式にしたがっている。フランスでは私立学校、私立高等教育機関の設立は原則自由であるが、財政的支援や学位等の授与に対して国との契約ないし認証を必要とすることにより、国が統制をはかっている。

アクレディテーション（accreditation）方式は、個別の大学が人材と資金を提供して大学の基準維持を目的とする連合体を結成し、連合体ないし協会が設定した一定の基準に基づいて、その水準に合致した大学のみ協会に加盟校の資格を認め、水準に合致しない大学は排除することによって、個別の大学ないしその教育プログラムの質の維持向上と改善を進めようという考え方に立っている。このアクレディテーション方式はアメリカが発祥の地だが、大学の設置自体は自由であって、設立された大学の質向上がアクレディテーションを通じて維持されるという土壌のうえに構想された方式と考えられる。もっとも現在のアメリカの各州は、主として消費者保護の立場から州政府による設置認可を課し、設置認可と従来のアクレディテーションを組み合わせているところが多い。

## 3 「大学」名称の規制

「大学」名称の使用については一定の基準が設けられている。アメリカでは、大学（university）の定義は州により異なるものの、学士課程と大学院課程が置かれていることが前提とされる。フランスの大学（université）は、学術的・文化的・職業専門的性格を有する公共施設（EPSCP）の一種で、政令により設置される。私立の高等教育機関は大学名称の使用を禁じられているばかりでなく、その名称に私学であることを明示しなければならない。ドイツで大学（Universität）と称することを認められるのは、博士の学位授与権と大学教授資格授与権を政府から付与された機関だけである。

イギリスでは、「大学」の名称は最近まで、主としてコースワークの履修によって授与される

「教育学位」(taught degree)ばかりでなく、研究プロジェクトの遂行とその成果によって授与される「研究学位」(research degree)の授与権限を有する機関であって、かつ一定数以上の学問分野にわたって教育プログラムを提供する機関に対してのみ使用が認められてきた。しかし、近年、高等教育ニーズの多様化をふまえて、これらの要件が外され、相当規模の高等教育課程に在籍する学生を擁すれば、教育学位の授与権のみを有する機関であっても「大学」として認可されることになった。もっとも、2004年9月以降に認可された公的財政支援を受けない(したがって国が日常的に課す種々の規制を受けない)大学・高等教育機関については、学位授与権に有効期限が付され、6年ごとに更新のための審査を受ける必要がある。

#### 4 第3段階の教育機関、研究機関と学位授与権

中等教育後の第3段階の領域に位置づけられる教育機関、あるいは高度な研究開発を使命とする研究機関の一部は、高等教育に比肩する教育研究を行ない、高度な人材育成の一翼を担っている。そのため、これらの教育研究機関が学位を授与する可能性について、しばしば議論の俎上に載せられてきた。このような状況は日本だけにとどまらない。ドイツの対応は興味深い参考例となろう。

ドイツの職業アカデミー(Berufsakademie)は専門教育に理論学習と企業等での実践を組み合わせ、いわゆる二元制の専門教育訓練(デュアル・システム)を行なう第3段階の教育施設として高い評価を得てきた。ところが、35年以上の実績を有するこの教育施設は、法改正をふまえて2009年に職業アカデミーからデュアル大学<sup>7</sup>に改編された。職業アカデミーがその実績を評価されながらも、デュアル大学という新たな高等教育機関への昇格が選択された理由は、職業アカデミーの修了資格が学位と同等に扱われるとはいえ真の学位ではなかった、という点に尽きる。職業アカデミーの修了資格は専門大学卒業者が手にする学位と法的に同等に扱われてきたが、真の学位の授与には高等教育法の改正と新たな大学種の設置認可が不可欠であった。

他方で、研究機関と学位授与権に関する議論は、次世代の学術後継者の育成に大学以外の研究施設の関与が増してきたことと関係している。とくに自然科学の諸領域では、学生が最先端の設備を有する研究所で実験等を行ない、研究指導を受けることが少なくない。ドイツでも最近の動きとして、大規模研究施設と大学が提携して学生、博士学位候補者の教育にあたる例が見られるようになってきた。しかし、学位授与にあたって、大学が博士の学位を授与する原則に変わりはない。あるいは法改正により、近隣の地域に所在する総合大学と大規模研究施設を一つの大学兼研究教育施設に統合するという解決策が講じられている。

以上のドイツの例は、産業界をはじめ多方面からの要求と圧力にもかかわらず、学位授与権は大学に帰属するという原則が固守されていることを示している。

### 第4節 学位と学位授与

#### 1 学位の種類

イギリス、アメリカ、日本はもとよりフランス、ドイツにおいても、学位の種類は学士(Bachelor)、修士(Master)、博士(Doctor)を基本とする形に統一されつつある。その牽引役を果たしたのが、ヨーロッパ高等教育圏の創設を謳った1999年のボローニャ宣言であることはいままでもない。

<sup>7</sup> Duale Hochschule Baden-Württemberg. ドイツ1州の先進事例である。

イギリス、アメリカ、日本には、加えて2年程度の短期の高等教育修了を前提とする学位が設けられている（米：Associate degree, 英：Foundation degree, 日：短期大学士）。これらはその名称が示すように、学士に準ずる短期で基礎的な学位であり、その取得者が実務に就くだけでなく、学士課程に編入学し、学士の学位取得に道を開くことが意図されている。言いかえれば、第一の主要な学位は「学士」であり、その授与権を認められるためには、「大学」として、あるいは大学に類する高等教育機関として、短期の高等教育機関とは異なる要件が課されることを暗に示しているといえよう。これは後述するフランスの学位授与権認証にかかわって、学士（仏語名称は licence）の授与権認証を受けることができるのは大学のみであることとも一致する。

学位の種類には、このほか教育課程の重点と指向性により、教育学位と研究学位（イギリス）、研究修士と職業修士（フランス）、専門職学位（アメリカ、日本）の区別がもうけられている。

## 2 学位授与権の認可

社会情勢が変化しても一貫してその手にあるものこそが固有の権限だとした場合に、大学における固有の権限とは学位の授与権である。学位授与権の認可は国により、大学・高等教育機関の設置認可と同義である場合（ドイツ、日本）と、学位授与権の認可と機関の設置認可が別に行なわれる場合（イギリス、フランス、アメリカ）に分かれる。さらに、認可が機関全体におよぶ場合と、学位の種類・分野の課程ごとに認可が必要とされる場合がある。

イギリスにおいて学位授与権は、教育学位、研究学位、ファウンデーション学位といった学位の種類ごとに認可される。同じ種類の学位であれば、どの学問分野であるかにかかわらず学位を授与することができる。さらに、学位授与権を有さない高等教育機関は、学位授与権を有する大学・高等教育機関による課程認定（validation）等を受けて、当該学位授与機関の名の下に学位を授与することができる。

これに対して、ドイツと日本の設置認可は学位授与権の認可と同義である。設置認可は、日本では大学の教育上の組織ごとに、ドイツでは学位のプログラムごとに、授与できる学位の種類と分野を特定して行なわれ、大学に対して包括的に学位授与権を与えるものではない。

フランスに関して目を引くのは、大学の学位（grade）ならびに大学称号（titre universitaire）を国が独占している点であろう。国すなわち国民教育省から学位授与権認証（habilitation）を受ければ、機関の設置形態と種類を問わず、国の名の下で学位等の証書である免状（diplome）を授与することができる。こうした学位授与権の認可は、国と各機関が個別に締結する契約に基づいて行なわれる。課程の種類、教育の種類、授与する学位がこの契約内容の一部をなし、契約は有効期限が4年とされ、補助金交付とも関係する。言いかえれば学位授与権認証により、大学教育の内容は国の統制を受けることになる。

アメリカでは学位授与にふさわしい大学・高等教育機関の根拠として、機関アクレディテーションが一般に用いられている。アメリカで実施されているアクレディテーションには、大学・高等教育機関を全体として評価する機関（institutional）アクレディテーションと、専門分野別（professional or specialized）アクレディテーションがあり、前者は地区基準協会が、後者は専門分野別団体が実施主体となっている。学位との関係では、この2つのアクレディテーションにおける重点の違いを明らかにしておく必要がある。

専門分野別アクレディテーションは通例、大学・高等教育機関が提供する課程（プログラム）のみを対象として適格性が判断される。すなわち、すでに機関アクレディテーションを受

け、高等教育機関としての要件を満たした機関であることを前提に、そこで提供されるプログラムが審査の対象となる。単純化をおそれずにいえば、学位の等価性や真正性を判断するうえでまず基準となるのは、機関アクレディテーションを受けているか否かである。一方、専門分野別アクレディテーションの焦点は、もっぱら当該分野のプログラムと専門職への入職資格との関係におかれる。

このようなアメリカの専門分野別アクレディテーションに関して、欧州との比較から注目されるのは、特定の専門職（profession）との関係である。専門分野別アクレディテーションの判定基準には、専門職に就くための要件が強く影響を及ぼしている。学問の専門分野にもとづく、学術的な関心がその中心的な拠りどころとされるのではない。そのうえ、専門分野別アクレディテーションの活動を組織し調整を行なう自発的（voluntary）団体の内部でも、そのアクレディテーションのプロセスでも、非学術的な、すなわち大学外の職業社会を代表する実務家の役割が重視されていることは特筆しておくべきであろう。

これはヨーロッパのアクレディテーションの枠組みが、学問的見地に立脚して構築されている状況と対照的である。ボローニャ・プロセスにかかわって、大学にプログラム・アクレディテーションが導入された主たる目的は、学士、修士という新たに設けられた学位レベルの課程の質的な等価性を保証することにあった。それによって学生の移動の促進、とくに国内の機関間を移り、あるいは国を越えてバチェラー課程からマスター課程に進む学生の受け入れに資することが意図されている。

### 3 学位と大学

時代の要求に挑まれ、学位制度がつねに変化を求められてきたことはまちがいない。しかし、学位授与権はヨーロッパ中世から現代にいたるまで、「大学」の精神を受け継ぐ高等教育機関を他の教育施設から制度的に区別する、一つの重要な条件をなしてきた。上に概観したとおり、各国における大学と学位授与権、大学の設置認可、学位授与権の認可のあり方には、異なる論理が反映されている。その論理は歴史の光に照らしてみればはじめて理解される。われわれが大学と呼ぶ社会的施設はすでに800年以上にわたり存続してきたのであり、変わらず保持されてきた共通の原則に反することは、大学の共同体から排除される危険をはらんでいる。

#### 第5節 学位研究の機構業務への反映

学位システム研究会において展開された議論は、しかしながら「学位と大学」にかかわる理論的側面にとどまるものではない。機構の学位授与事業と密接に関係した内容も俎上に載せられ、検討した結果は学位授与の実践に活かされている。一例をあげておきたい。

機構は大学以外の教育施設のうち、他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるもの（いわゆる省庁大学校）を修了した者に学士、修士又は博士の学位を授与し、学位を授与するに当たっては大学と同様に、適切な専攻分野の名称を付記するものとされている<sup>8</sup>。

省庁大学校のうち海上保安大学校の本科課程修了者に授与する学士については、付記する専攻分野の名称を「海上保安」と定め、平成3年度から「学士（海上保安）」を授与してきた。しかし、学位システム研究会の設置と前後して、大学校側から学位に付記する専攻分野の名称を

<sup>8</sup> 学校教育法第104条第4項、学位規則第6条第2項及び第10条。

「海上保安」から変更する可能性について照会を受けた。そこで学位審査研究部（現：研究開発部）では、英米の大学を主な対象に教育課程と当該課程修了者に授与される学位（及び名称）の関係について調査し、その概要をもとに学位システム研究会の委員に議論していただいた<sup>9</sup>。結果として、明らかにされたのは以下の骨子である。

学位（及びその名称）は基本的に、「（1）レベル（学士、修士、博士、専門職学位など）」、「（2）分野（学問分野）」、「（3）下位の専門（教育課程の重点をなす専門分野）」という3つの要素から構成され、英米の学位は原則として「（1） of （2） in （3）」という形で記載されている。この学位の階層構造に教育課程が投影され、それによって学位取得者が大学・大学院において軸足をおいて学んだ学問分野と専門性が明示されている<sup>10</sup>。

この調査結果をふまえて、学士学位に付記する名称について海上保安大学校と協議を継続し、最終的に「学士（海上保安）」は変更せず、代わりに専攻分野「海上保安」に対する英文の名称を「Bachelor of Science in Coast Guard Operations and Law Enforcement」に変更することで合意した<sup>11</sup>。

学位（及びその名称）が本来、教育課程を反映するという考え方は、残念ながら国内では共有されていない。機構では、平成5年度に審査研究部（現：研究開発部）が全国の大学を対象に「学位に付記する専攻分野の名称の調査」を開始し、以来すべての大学を対象に学士、修士、博士の各学位と専門職学位に関して、またすべての短期大学を対象に短期大学士に関して、各々の学位に付記される専攻分野の名称を把握するための調査を継続しているが、学士をとってみても、付記する専攻分野の名称は平成22年度現在で600種類を越えている。

学位に付記する専攻分野の名称ならびに学位の英文表記の基本方針に関しては、日本学術会議が文部科学省高等教育局から依頼を受け、大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会（平成23年度より大学教育の分野別質保証推進委員会）に設けられた「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」において検討が進められている。同分科会には研究開発部教員が参画し、上述した調査研究にもとづく知識の提供と提言を行なっているが、研究開発部としてもこれまで蓄積してきた成果をふまえてさらに発展させ、学位に関する調査研究の成果を社会に発信していくことが求められている。

## 第6節 学位に関する研究拠点として—今後の課題

学位システム研究会は『学位と大学』の刊行をもって第1期を終え、平成22年度から第2期の研究に着手した。第2期の調査研究を進めるにあたって、学位システム研究会第2期第1回会議で対象国に中国、韓国を加えるよう提案されたことを受け、学位システム研究会WGに、英仏独米日に中韓を加えた7か国の高等教育研究者による研究体制を整え、学位の構成要件に関する調査研究を進めている。

本稿を締めくくるにあたり、学位システム研究会における5か国の比較研究の概要から明らかにされた学位と大学に関する原則を確認したうえで、今後の研究課題として2点を指摘しておきたい。

一つは、学位の国際的な相互認証にかかわる問題である。ふりかえってみれば、中世の大学

<sup>9</sup> 学位システム研究会第1期第2回，2005年7月25日開催。

<sup>10</sup> 独立行政法人大学評価・学位授与機構，2006，p.121-122。

<sup>11</sup> 独立行政法人大学評価・学位授与機構，2007，p.131。

は共通の言語と共通の宗教で結ばれた超国家的な性格を有していた。学位の通用性の根拠は、教皇もしくは皇帝の勅許状にもとめられた。それに対して21世紀初頭に目を転じれば、各国の大学の適格性の根拠は異なる論理と方式にもとづいている。では、国を越えて「大学」と「学位」を相互に承認しあうための明確な基準は、何によるべきか。

今日、国境を越えた移動は人にとどまらず、高等教育の提供者そのものに広がっている。外国の機関が国内で教育施設を開設することはもとより、国内の大学が外国の教育機関と提携して教育課程を編成し、学位を授与する形態は今後ますます増えることが予想される。異なる国々の大学が共同で学位を授与するジョイント・ディグリー (joint degree)、ダブル・ディグリー (double degree) のあり方とあわせて、検討が必要である。

もう一つは、学位と、学位以外の高度な教育修了資格との関係である。職業専門能力の育成に重点をおく中等後教育ないし第3段階の教育の修了者に、学位の取得に向けて道をひらくことは、教育機会の提供に加えて高度な人材養成の立場からも国内外で重要な施策と位置づけられている。それは生涯学習の高まりと無関係ではない。日本では、「学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資する」<sup>12</sup>特別かつ唯一の機関として、学位授与機構（現大学評価・学位授与機構）が1991年に創設され、こうした需要の一部を担ってきた。しかし、大学以外の機関で行なわれた多様な学習の成果と、大学での学修との同等性を評価し、互換性をみとめることは容易でない。

これに関連して近年、関心をあつめているのが、「ラーニング・アウトカムズ」(learning outcomes)、あるいは「コンピテンス」(competence) の概念である。これらは獲得される基礎能力を、知識、理解、技能、判断力、伝達力などいくつかの観点から可視化し、同等性の判断の根拠とする考え方である。ヨーロッパで推進されている「資格枠組み」(European Qualifications Framework for Lifelong Learning, EQF) もこうした考え方による。しかしこれは突きつめれば、「大学」の教育・学習によってのみ獲得される能力とは何か、それはどのような教育組織、内容、方法、あるいは人的物的基盤によるものかを、問いなおすことにつながる。

以上の2点は、各国において共通に解決策が模索されている課題だといってよい。歴史と伝統に培われた「大学」と「学位」の特質を尊重しながら、時代の要求に応えるために、堅実な研究に支えられた政策が求められている。



上海杉達大学への訪問調査（2005年2月）

<sup>12</sup> 独立行政法人大学評価・学位授与機構法第3条。学位授与機構は、本来大学固有の権能である学位授与を業務とする特殊性に鑑みた組織として、大学人を中核とした運営の自主性・自律性を確保する必要があることから、当初、国立大学の設置の根拠法である国立学校設置法に基づく機関として設置され、長の任命や業務運営に関して大学に準じた取扱いがなされていた。その後、2004年の国立大学の法人化に伴い法人化されたが、独立行政法人化後も、大学関係者を中核として運営されることを趣旨として、法制上、有識者から構成される評議員会を必置の機関とし、機構長を任命しようとする場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴取することとされ、業務の特殊性に配慮した制度的な保障がなされている。大学評価・学位授与機構における学位授与の審査は、主として大学教員により構成されることを基本とし、同機構に置かれる「学位審査会」及びその下に置かれる専門分野別の「専門委員会」において厳正に行なわれる。

## 参考文献

- 飯島宗一, 1991, 「学位授与機構創設の意味するもの」, 『IDE・現代の高等教育 <学位とは何か>』 No.326, 1991年7月号, 巻頭言, pp.2-5.
- 石井紫郎, 2000, 「『学術公法人』私案－『独立行政法人』の対案」, 『ジュリスト』 No. 1178, pp.49-60.
- ウルリッヒ・タイヒラー, 吉川裕美子訳, 2005, 「『ヨーロッパ高等教育圏』に向けての収斂と多様性」, 『大学評価・学位研究』第2号, pp.1-18.
- 大崎 仁, 2011, 『国立大学法人の形成』東信堂.
- ジェリー・サリヴァン, 吉川裕美子訳, 2010, 「アメリカ高等教育における転編入学生の単位移動プロセス」, 『大学評価・学位研究』第11号, pp.111-124.
- ジェフリー・M・タナー, 吉川裕美子訳, 2010, 「ナショナル・ステューデント・クリアリングハウス－アメリカの学位・学籍登録情報の保管と相互利用サービス－」, 『大学評価・学位研究』第11号, pp.97-110.
- ジル・クラーク著, 吉川裕美子訳, 2007, 「イギリス高等教育における質保証」, 『大学評価・学位研究』第6号, pp.1-24.
- 大学評価・学位授与機構学位審査研究部, 2008, 『共同学位に関する講演会 報告書』.
- 瀧田佳子, 2011, 「省庁大学校における専門職業人養成の試み－国立看護大学校研究課程部の場合」, 『大学評価・学位研究』, 第12号, pp.105-113.
- 田中正人, 2006, 「工学系博士の質保証に関する日英比較」, 『大学評価・学位研究』第4号, pp.91-101.
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構 (編), 2010, 『学位と大学－イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究報告』大学評価・学位授与機構研究報告, 第1号, 2010年7月.
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構, 2006, 「平成17事業年度業務実績報告書」, 平成18年6月.
- , 2007, 「平成18事業年度業務実績報告書」, 平成19年6月.
- , 2009, 「第1期中期目標期間業務実績報告書(平成16年度～平成20年度)」, 平成21年6月.
- , 2010, 「平成21事業年度業務実績報告書」, 平成22年6月.
- , 2011, 「平成22事業年度業務実績報告書」, 平成23年6月.
- 橋本弘信, 濱中義隆, 角田敏一, 2011, 「研究室教育再考－理工系大学院の教員意識調査の分析－」, 『大学評価・学位研究』, 第12号, pp.31-48.
- 藤田宙靖, 1999, 「国立大学と独立行政法人制度」, 『ジュリスト』 No. 1156, pp.109-122.
- 六車正章, 2011, 「大学外学修の単位認定の可能性－大学評価・学位授与機構が行う学位授与事業に関連して－」, 『大学評価・学位研究』, 第12号, pp.71-90.
- 吉川裕美子, 2010, 「学位と大学－5か国比較研究報告の概要」, 『学位と大学－イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究報告』(大学評価・学位授与機構研究報告, 第1号, 第1章, 2010年7月), pp.1-10.

## 〔参考資料〕

### 第1期中期目標・中期計画（平成16年度～平成20年度）（抜粋）

#### 〔中期目標〕

#### 4 調査及び研究

##### （2）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

- 1）機構は、生涯学習システムへの移行等社会の変化を踏まえて、学位・単位制度のあり方及びその通用性の観点から、①国内外における学位の構造・機能と国際通用性に関する最新状況及び理論の把握、②高等教育機会と学習行動の多様化の実態及び促進要因の把握、③多様な学習の単位認定とそれによる学位授与の最新状況及び理論の把握を行い、④機構の学位授与制度の実態を常に分析して、⑤単位累積加算制度等の基本的デザインの研究開発を行い、機構の学位授与制度の改善に活かすとともに、研究成果の公表及び情報提供事業等への活用を通じて、わが国の学位システム全体の発展と学位に係る知識の普及に貢献する。

#### 〔中期計画〕

#### 4 調査及び研究

##### （2）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

##### 1）調査研究プロジェクト（（ ）内は中期目標との主たる関係）

##### ① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

##### ア 学位の要件となる学習の体系的な構造の研究（目標①，⑤）

学位を取得するために求められる学習の構成と要件について、学位・単位制度に関する理論的基底及び諸外国との比較を踏まえて研究する。

##### イ 機構の学位授与制度の現状及び機能に関する研究（目標①，④，⑤）

機構が実施する学位授与制度の現状及び社会的要請を把握するため、機構の学位取得者に対して継続的に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。

##### ② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

##### ア 学習行動及び学習機会の多様化の実態と潜在的需要の実証研究（目標②，③，⑤）

現代日本における高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化及び学生の流動化（転学、編入学、再入学等）の実態と潜在的需要について実証的研究を行う。

##### イ 多様な学習成果の評価と単位の認定方法の研究開発（目標③，⑤）

高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を評価し、単位認定する方法、並びに単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方について研究開発を行う。

## 第2期中期目標・中期計画（平成21年度～平成25年度）（抜粋）

〔中期目標〕

### 4 調査及び研究

以下の調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。

#### （2）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、高等教育における多様な学習機会に対する社会の要請を踏まえて、学位授与の要件となる高等教育レベルの学習の成果の評価並びに学位に関する調査研究を行う。これらの成果を機構の学位授与制度の展開に活かすとともに、情報提供事業等への活用を通じて、我が国の学位システム全体の発展と学位に係る知識の普及に貢献する。

〔中期計画〕

### 4 調査及び研究

調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施する。

#### （2）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

##### ① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

###### ア 学位の要件となる学習の体系的に関する調査研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

###### イ 機構の学位授与制度の教育的・社会的機能に関する調査研究

機構の学位授与制度の現状及び社会的要請を継続的に把握するとともに、単位の累積加算に基づく学位授与という当機構に独自の業務の実施を通じて得られるデータを活用し、我が国の学位・単位制度の課題を実証的に研究する。

##### ② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

###### ア 学習形態及び学習機会の多様化に対応した高等教育と学位授与に関する調査研究

学習形態、学習機会の多様化及び学生の流動化（国内外の機関間移動等）に対応した高等教育システムと、単位の互換や累積に基づく学位授与の在り方について研究する。

###### イ 多様な学習の成果の評価と単位の認定方法に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学における学習の成果との互換可能性の観点から評価し、学位につながる単位として認定する方法について研究する。

## 学位システム研究会について

平成17年2月22日  
機 構 長 裁 定  
最終改正：平成23年6月8日

- 1 趣 旨  
新しい時代の学位システムの在り方について調査研究を行うため、独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部に学位システム研究会（以下「研究会」という。）を置く。
- 2 調査研究  
研究会は、次に掲げる事項について調査研究を行う。
  - (1) 高等教育ユニバーサル時代における学位システムに関すること。
  - (2) (1) に基づく専門的見地からの主要な問題点の分析等に関すること。
  - (3) その他、学位システムの在り方に関すること。
- 3 組 織  
研究会は、次に掲げる委員で組織し、機構長が委嘱する。
  - (1) 研究開発部の教授及び准教授 若干名
  - (2) 高等教育に係る学識経験者及び有識者 若干名
  - (3) その他、機構長が必要と認めた者
- 4 専門委員  
  - (1) 研究会に、委員のほか、専門的な事項を処理するため、専門委員を置くことができるものとし、機構長が委嘱する。
  - (2) 研究開発部長は、必要に応じ、研究会に専門委員を出席させることができる。
- 5 任 期  
委員及び専門委員の任期は2年とする。ただし、年度の途中において委嘱した者の任期については、その委嘱した年度の翌年度の末日までとする。
- 6 座 長  
  - (1) 研究会に座長を置き、委員の互選により定める。
  - (2) 座長は、研究会の会務を総理する。
- 7 招 集  
研究会は、研究開発部長が招集する。
- 8 庶 務  
研究会の庶務は、管理部学位審査課において処理する。

### 附 則

この要項は、平成17年2月22日から実施する。

### 附 則（平成18年2月17日）

この要項は、平成18年2月17日から実施する。

### 附 則（平成19年3月12日）

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

### 附 則（平成23年6月8日）

この要項は、平成23年6月8日から実施する。

## 平成23年度 学位システム研究会 委員名簿

(平成23年7月現在)

### 委員

座 長	天 野 郁 夫	東京大学	名誉教授
	潮 木 守 一	名古屋大学	名誉教授
	金 子 元 久	独立行政法人国立大学財務・経営センター	教授・研究部長
	石 橋 晶	文部科学省 高等教育局大学振興課	課長補佐
	小 松 親次郎	文部科学省 高等教育局私学部	部長
	藤 原 章 夫	文部科学省 高等教育局大学振興課	課長
	村 田 直 樹	外務省 広報文化交流部	部長

角 田 敏 一	大学評価・学位授与機構	研究開発部	教授
瀧 田 佳 子	大学評価・学位授与機構	研究開発部	教授
中 原 一 彦	大学評価・学位授与機構	研究開発部	主幹兼教授
六 車 正 章	大学評価・学位授与機構	研究開発部	教授
毛 利 尚 武	大学評価・学位授与機構	研究開発部	教授
吉 川 裕美子	大学評価・学位授与機構	研究開発部	教授
濱 中 義 隆	大学評価・学位授与機構	研究開発部	准教授
宮 崎 和 光	大学評価・学位授与機構	研究開発部	准教授
森 利 枝	大学評価・学位授与機構	研究開発部	准教授

### 専門委員

石 川 裕 之	畿央大学	教育学部現代教育学科	助教
石 橋 晶	文部科学省 高等教育局大学振興課	課長補佐	
大 場 淳	広島大学	高等教育研究開発センター	准教授
夏 目 達 也	名古屋大学	高等教育研究センター	教授
南 部 広 孝	京都大学	大学院教育学研究科	准教授
濱 中 義 隆	大学評価・学位授与機構	研究開発部	准教授
溝 上 智恵子	筑波大学	大学院図書館情報メディア研究科	教授
村 田 直 樹	外務省 広報文化交流部	部長	
森 利 枝	大学評価・学位授与機構	研究開発部	准教授
吉 川 裕美子	大学評価・学位授与機構	研究開発部	教授
義 本 博 司	文部科学省 高等教育局高等教育企画課	課長	

シンポジウム・講演会（平成16年度以降 学位審査研究部及び研究開発部開催）

プログラム	講演者	日時・会場
講演「ヨーロッパ高等教育圏に向けての収斂と多様性」	ウルリッヒ・タイヒラー (Prof. Dr. Ulrich Teichler) ドイツ カッセル大学 高等教育・職業 研究センター教授	2004年6月22日 学術総合センター 11階1113・1114会議室
講演「英国における高等教育の質保証」	ジル・クラーク (Gill Clarke) 英国ブリストル大学 教育活動支援ユ ニットディレクター	2005年10月4日 大学評価・学位授与機構会 議室
シンポジウム「ユニバーサル時代の学位 と学習履歴」  趣旨説明「ユニバーサル時代の学位と学 習履歴」  講演「アメリカ高等教育における履修単 位移動プロセス」  講演「ナショナル・ステューデント・ク リアリングハウス：背景とサービス」  講演「学生登録の管理と電子データ交換」  パネル・ディスカッション	吉川裕美子 学位審査研究部助教授  ジェリー・サリバン (Jerry Sullivan) 全米学籍登録担当・アドミッションオ フィサー協会(AACRAO)常務取締役 ジェフリー・M・タナー (Dr. Jeffery M. Tanner) 全米ステューデント・クリアリングハウ ス副社長 モニク・L・スノーデン (Monique L. Snowden) テキサスA & M大学 学籍登録調査・ 技術ディレクター 司会：金子元久 パネリスト：J. サリバン, J.M. タナー, M.L. スノーデン, 吉川裕美子	2007年3月27日 学術総合センター 11階 1113・1114会議室
講演会「諸外国における共同学位に関す る調査研究講演会」  趣旨説明  講演「欧州高等教育圏における共同学位 －質保証の試み」  講演「共同学位をもつ機関のアクセレ ーション－アメリカの視点」	森利枝 学位審査研究部准教授  ブルーノ・キュルヴァル (Bruno Curvale) フランス研究・高等教育評価局 国際部 長／欧州高等教育質保証協会副会長 パトリス・M・オブライエン (Patricia M. O'Brien) 米国ニューイングランド基準協会 副 ディレクター	2008年3月11日 如水会館松風の間
講演「フランスの高等教育と学位制度」	ティエリー・マラン (Thierry Malan) フランス国民教育研究行政名誉総監督官	2008年3月24日 学術総合センター 11階 1112会議室
講演会「ボローニャ宣言から10年 ヨー ロッパ高等教育圏の創設と学位・教育課 程改革の現状」  趣旨説明「ボローニャ・プロセスと学位・ 教育課程改革」  講演「ボローニャ改革がドイツと欧州諸 国の大学に与えた影響－ボローニャ・プ ロセス10年間の改革努力の総括」	吉川裕美子 研究開発部教授  ウルリッヒ・タイヒラー (Prof. Dr. Ulrich Teichler) ドイツ カッセル大学 国際高等教育研 究センター教授	2011年2月10日 学術総合センター 11階 1112会議室

## おわりに —高等教育における生涯学習支援に向けて—

森 利枝, 瀧田佳子, 毛利尚武

本章で振り返ってきたように、機構の学位授与事業20年の歴史は、それ以上の長い時間に亘る調査研究の歴史に支えられてきた。個別の調査研究プロジェクトにはテーマの多様性があるが、研究の関心としては常に高等教育へのアクセスとそのクォリティおよびインパクトを探求するという原則が中心に据えられてきている。わが国における学位授与権を持つ大学以外の唯一の機関として、いかに学位に至る新たな学修の途を拡大し、かつその信頼性を維持するか、そして学位に至る学修と得られた学位が学習者の人生にどのような影響を及ぼすのかという問いを、機構の20年以上に亘る調査研究は問い続けてきた。

創設20年を経て、機構の学位授与制度の運用範囲が当初の制度設計を超えて拡大し、また高等教育そのもののユニバーサル・アクセス化がわが国のみならず世界的にも進行を遂げつつある現在、機構の学位授与制度にも解決すべき新たな課題が生まれており、それにともなって調査研究にも新たな種類の問題意識が生まれている。

たとえば、機構が学士の学位を授与するにあたって、申請者に求めている学修の成果の証明の方途を、現在の制度よりもさらに多様化するかという課題は、学位授与制度全体の課題であり、そのまま調査研究の問題意識でもある。現行の、基礎資格・単位の基準・学修成果の提出・試験という方途のほかにも、学士の水準の学力を証拠立てる途がありうるかという問いに答えることは学位授与事業全体の課題であり、同時に調査研究上の問題意識でもありうる。この問題に答えるためには、大学が学士を授与する際に学生に課している単位修得の数、種類、科目を履修する順序などに関する調査研究と、機構の使命に照らした運用方法の検討が必要になる。いうまでもなく、単純に現行の要件の項目を減らすことは、一見アクセスの拡大に貢献するかのように見えるが、しかしそのような制度改正を行えば授与される学位のクォリティを保証することができず、最終的に学位を得る学習者に不利益なインパクトをもたらすことにつながる。学修する市民の利益を墨守しつつ、さらに機会を拡大するような学位授与事業を遂行するためには、高等教育全体の現状を視野に入れた調査研究が必要である。またその過程では、本章で述べた、調査研究最初の10年の課題であった単位累計加算制度を問い直すような調査研究や、あるいは職業資格と学術資格の連結のありかたを改めて問うような調査研究も必要になるであろう。創設20年をひとつの区切りとして、この先数年間の機構の調査研究のテーマとなりうる問題意識のひとつとして、このような課題が挙げられる。

学位授与機構が誕生してから20年間の間に、短期大学・高等専門学校卒業生等への学士（学位規則第6条第1項）の申請者数は初年度の5名から平成22年度の2995名（内認定専攻科申請者数2330名）に拡大した。添付の図はこの間の学年別就学者数の推移の概要を表しており（各年度文部省・文部科学省学校基本調査報告書より作成、色の濃淡は男女の別を表している）、就学者数の構造変化が明らかに見て取れる。

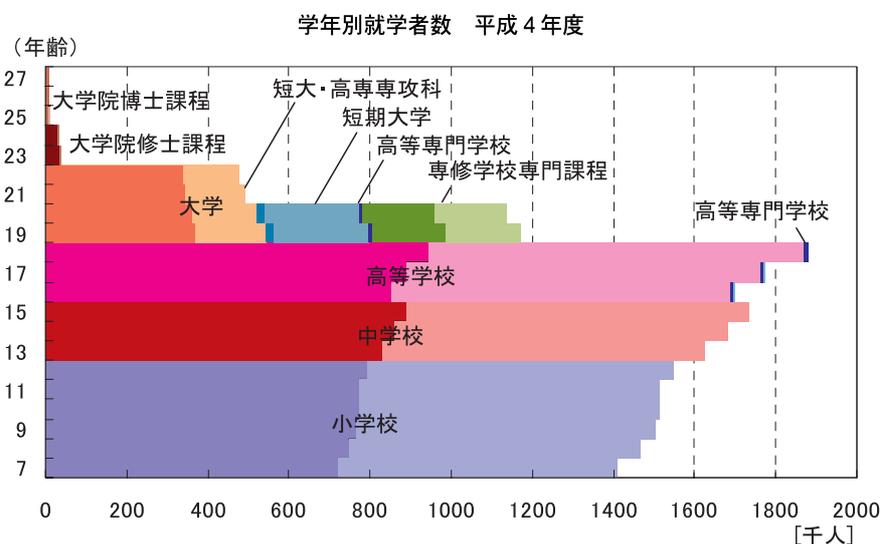
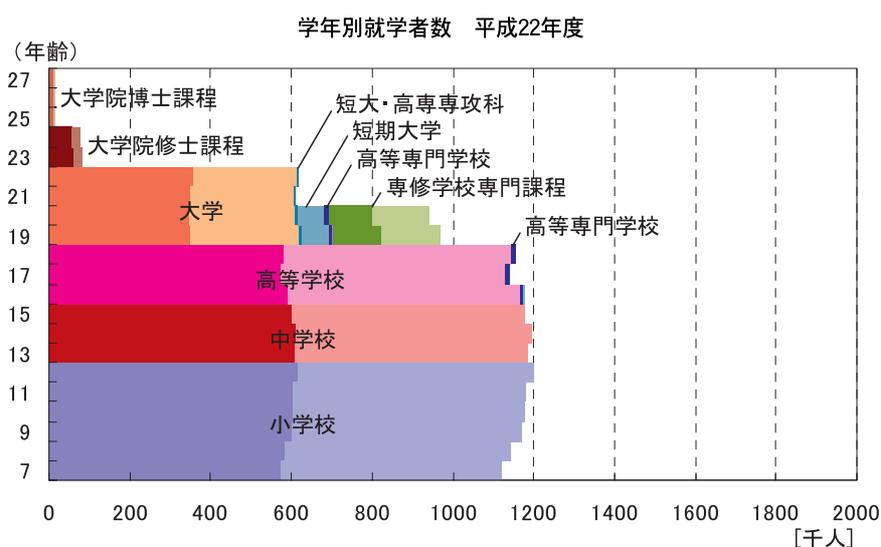
この図はまた、平成22年度において大学進学者数の割合が55%を超えているにもかかわらず、機構で学位を取得する可能性のある対象者数は上記の数をはるかに上回っていることを示して

いる。これらの人々が将来あるいは過去において社会で受けた教育を原資として、学位を目指す可能性は十分にある。そのためには、学位取得者が当機構で学位を得たことに誇りを持つよう、社会的価値の付与に向けて不断の改革努力が機構に対して求められている。

特に、学士力を問われる学位のあり方について、内外の動向に眼をそらすことなく、基礎資格も含めて専門分野の垣根を越えた議論がさらに深められなければならない。学位授与に関する研究は、広く生涯高等教育研究へと射程を伸ばすことになるであろう。

また一方、当機構から学士の学位を取得する道があること、およびこの学士が大学卒業と同等の資格であることが官公庁や企業・社会にあるいは中等教育界に十分には認知されてはいないのが現状である。この点を放置しては学位授与事業の存在基盤が疑われることにもなる。

学位授与機構の淵源を翻ってみるならば、現行教育制度の中にあつて、国民等しく高等教育の機会が与えられるべく、学位授与を通して多様な生涯教育の支援を行うことが元来の使命であった。当機構の学位授与事業が、転変する社会情勢の中にあつて職業能力の拡大増進および豊かな精神の涵養を目指す人々の資質向上に少なからず貢献すると調査研究に携わる我々は確信している。特に学習年限や年齢を乗り越えて生涯学習を志す人々への希望の光となることを願わずにはいられない。



科学研究費補助金による研究課題等一覧

所属	研究代表者	研究種目	研究課題	研究期間	備考
学位審査研究部	吉川裕美子	基盤研究B2(一般)	大学外高等教育の展開状況と大学との関係に関する日米欧の比較研究	H12～ H14	
学位審査研究部	小野 嘉夫	基盤研究B2(一般)	ITを利用した高等教育の単位累積制度と単位認定に関する研究	H13～ H15	
評価研究部	館 昭	基盤研究C1(企画調査)	国際的通用力を持つ大学評価システムの形成に関する日、欧、米の国際共同研究	H13	
評価研究部	喜多 一	基盤研究C2(一般)	開放型市場モデルを用いた分散的意思決定システムの研究	H13～ H14	
学位審査研究部	濱中 義隆	奨励研究A	若年労働市場における職業キャリアへの移行支援に関する研究	H13～ H14	
学位審査研究部	宮崎 和光	奨励研究A	強化学習を実問題に応用する際に重要な報酬および罰の設計指針に関する研究	H13～ H14	
評価研究部	館 昭	基盤研究A2(一般)	日、米、欧における国際的通用力を持つ大学評価システムの形成状況と日本の課題の研究	H14～ H15	
評価研究部	岩田 未廣	基盤研究C2(一般)	基底関数欠損誤差 (BSSE) を排除した分子間相互作用エネルギー	H14～ H16	
学位審査研究部	神谷 武志	基盤研究C2(一般)	高等教育レベルにおける情報関連の科学技術教育と社会ニーズとの整合化の国際比較	H14～ H15	
学位審査研究部	橋本 敏市	若手研究B	戦後日本における医療職養成政策の過程分析—フィールド調査を中心として—	H14～ H16	
評価研究部	林 隆之	若手研究B	大学機関における研究活動の実施構造・内容の定量的分析	H14～ H16	
評価研究部	喜多 一	特定領域研究2	確率分布の発展に着目した進化的計算アルゴリズムの構成	H14～ H17	転出
学位審査研究部	宮崎 和光	若手研究B	新たな設計指針に基づき不完全知覚下での強化学習手法の提案と工学的応用に関する研究	H15～ H16	
学位審査研究部	吉川裕美子	基盤研究B (一般)	学士取得過程の多様化に対応した単位認定と学士の質保証に関する日米欧の比較研究	H16～ H18	
学位審査研究部	田中 正人 六車 正章	基盤研究C (一般)	工学系博士の学位の質保証に関する研究	H18～ H19	
学位審査研究部	濱中 義隆	若手研究B	ユニバーサルアクセス型高等教育システムにおける学位制度の機能変容に関する調査研究	H18～ H19	
学位審査研究部	橋本 弘信 瀧田 佳子	基盤研究B (一般)	転換期における日本の修士課程教育の質保証と国際通用性	H19～ H21	
学位審査研究部	森 利枝	基盤研究C (一般)	米国の営利大学発展の促進・阻害要因としての適格認定及び設置認可に関する実証的研究	H19～ H20	
評価研究部	野澤 孝之	若手研究B	シンプレクティック・セル・オートマタに高次機能が創出される条件の探究	H16～ H17	
評価研究部	芳鐘 冬樹	若手研究B	ルールベース異形認識に基づく専門用語語彙の体系的収集手法の構築	H16～ H17	
評価研究部	齊藤 貴浩	若手研究B	メタ・アナリシスによる遠隔高等教育システムの質保証に関する基礎的研究	H16～ H18	
評価研究部	米澤 彰純	基盤研究C (一般)	都市と大学との連携・評価に関する政策研究—地方分権・規制緩和の時代を背景として—	H17～ H18	
評価研究部	井田 正明	基盤研究C (一般)	大学の諸活動に関する情報の効果的収集とデータベース構築および教育・研究情報の分析	H18～ H19	

評価研究部	芳鐘	冬樹	若手研究B	研究者の論文生産性と共著ネットワーク上の重要度の相関に関する研究	H18～H19
評価研究部	栗田佳代子	隆之	若手研究B	授業評価結果の有効活用につながるフィードバック方法に関する研究	H18～H19
評価研究部	林	野澤	若手研究B	研究評価の制度化に伴う研究活動の集中化と多様化に関する実証的研究	H19～H21
評価研究部	野澤	孝之	若手研究B	シラバス－用語の相互規定を用いたカリキュラム可視化とシラバス作成支援システム	H19～H20
評価研究部	齋藤	聖子	若手研究B	進路決定支援のためのユニバーザル適応型大学評価情報検索システムの構築	H19～H20
評価研究部	田中	弥生	萌芽研究	20世紀後半から変容ぶりが顕著になったNPOの実態にもとづき新NPO論を構築する	H17～H18
学位審査研究部	濱中	義隆	若手研究B	米国における実践的職業教育向け学士学位の生成過程に関する研究	H20～H21
評価研究部	芳鐘	冬樹	基盤研究C(一般)	共著ネットワーク分析に基づく共同研究者間の影響関係に関する研究	H20～H22
評価研究部	齊藤	貴浩	基盤研究C(一般)	遠隔高等教育・eラーニングに関する実効力のある質保証モデルの構築	H20～H22
評価研究部	田中	弥生	基盤研究C(一般)	社会的イノベーション力促進のためのアセスメント・ツール開発～非営利組織を題材に～	H20～H22
評価研究部	井田	正明	基盤研究C(一般)	大学の諸活動に関する情報の収集と分析及び情報システムの運用と人材育成に関する研究	H20～H23
評価研究部	栗田佳代子	若手研究B	若手研究B	ティーチング・ポートフォリオ作成支援システムの開発	H20～H22
学位審査研究部	宮崎	和光	基盤研究C(一般)	経験強化型学習XoLに関する発展的研究	H22～H24
学位審査研究部	森	利枝	基盤研究C(一般)	米国の高等教育の適格認定における学習成果重視政策転換議論のインパクトに関する研究	H22～H24
研究開発部	武市	正人	挑戦的萌芽研究	並列性忘却プログラミングに関する研究	H22～H23
評価研究部	齋藤	聖子	若手研究B	学習成果可視型eシラバス作成支援システムの開発	H22～H24
学位審査研究部	濱中	義隆	若手研究B	高校生の大学進学選択のミクロプロセスに関する研究	H22～H23
理事	岡本	和夫	研究成果公開促進費(学術図書)	関流和算書大成－関算四伝書－第三期	H22
研究開発部	栗田佳代子	若手研究B	基盤研究B(一般)	内部質保証システムとしてのティーチング・ポートフォリオの継続的活用環境	H23～H26
研究開発部	田中	弥生	基盤研究B(一般)	公共領域の評価～政府、企業と非営利組織の輪郭～	H23～H26
研究開発部	角田	敏一	基盤研究C(一般)	日欧米の工学系大学院教育の質保証と学位プログラムに関する比較研究	H23～H25
研究開発部	土屋	俊	基盤研究C(一般)	電子化された研究環境における学術情報利用行動に関する認知科学的手法による研究	H23～H25
研究開発部	毛利	尚武	挑戦的萌芽研究	ホロン(全体子)を埋め込んだ自己成長型教育システム	H23～H25
研究開発部	渋谷	進	若手研究B	多次元データ・指標を直感的に表現する顔グラフ表示法の開発と大学評価支援への活用	H23～H24
研究開発部	林	隆之	若手研究B	大学の研究活動における組織的・知的構造の日本の特質の解明と構造変容のアセスメント	H23～H25